

令和07年02月27日

司法書士総合研究所 御中

司法書士業務DX推進研究部会

主任研究員 吉岡淳一

研究員 上垣隼人

研究員 高木祥光

研究員 松永賢一

研究員 三浦真弘

司法書士業務とAIなどのデジタル分野の関係性とその課題に関する調査研究

令和5年6年度の成果を以下の通り報告いたします。尚、本報告書は調査研究過程で作成した資料を生成AIに読み込ませ出力された結果です。

調査研究テーマ

- 第1 司法書士業務におけるデジタル財産管理の課題と展望
吉岡主任研究員
- 第2 司法書士がAIについて知る必要性
高木研究員
- 第3 信頼に基づく自由なデータ流通（DFFT）の意義と展望
松永研究員
- 第4 日本におけるリーガルテック発展のための規制の在り方と提言
三浦研究員
- 第5 当部会概要まとめ
司法書士業務におけるデジタル・トランスフォーメーションの現状と課題

【添付資料】

- 添付資料1：宮城県司法書士会研修資料 吉岡主任研究員・上垣研究員著
- 添付資料2：調査報告書 高木研究員著
- 添付資料3：調査報告書 松永研究員著
- 添付資料4：調査報告書 三浦研究員著

第1 司法書士業務におけるデジタル資産の取扱いと課題

1. はじめに

近年、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、司法書士業務においてもデジタル技術との関わりが不可避となっている。実務の現場では、暗号資産（仮想通貨）、電子マネー、オンラインアカウント、NFT（非代替性トークン）などのデジタル資産が相続財産の一部を構成する事例が増加しており、もはや珍しいものではなくなった。しかし、多くの司法書士は依然としてデジタル資産に関する知識を十分に有しておらず、対応が後手に回る傾向がある。

本研究では、デジタル資産の相続に関する法的課題と実務上の対応について考察し、司法書士が果たすべき役割を明確化することを目的とする。

2. デジタル資産の特性と相続における課題

デジタル資産は物理的形態を持たず、データとして管理される点に特徴がある。このため、管理、隔離、権利の移転において従来の資産とは異なる問題が生じる。

2.1 暗号資産の相続

暗号資産の相続には、秘密鍵の管理と相続人への適切な引継ぎが不可欠である。司法書士がこの仕組みを理解せず、適切な管理を怠った場合、些細なミスにより莫大な資産を喪失するリスクがある。例えば、誤って秘密鍵の記録を削除するだけで、復元不可能となる可能性が高い。

2.2 電子マネーおよびオンラインコンテンツの相続

電子マネーの残高は一般的に相続財産に含まれるが、コンテンツ配信事業者から「購入」したデジタルコンテンツは、利用規約により「制限付視聴権」として扱われ、相続財産とならない場合が多い。司法書士がこれらの権利の性質を適切に理解しなければ、依頼者に誤った情報を提供する恐れがある。

なお、米国カリフォルニア州では、「デジタルコンテンツ配信サービスの契約終了後もオフライン視聴可能なコンテンツのみ『購入』と表記できる」とする法整備が進められており、令和7年に施行予定である。

2.3 NFT および DAO の相続

NFT はブロックチェーン技術を活用したデジタル資産であり、所有権に近い権利を証明できる。しかし、法律上の所有権概念とは異なり、相続財産としての取り扱いに関する明確な法的枠組みが未確立である。また、令和5年4月22日以降、日本において法人格を有するDAO（分散型自律組織）が認可されたが、その存在を認識し、商業登記との関連性を理解している司法書士は限られる。DAOの登記業務が増加する可能性を踏まえ、司法書士には適切な定款作成の能力が求められる。

3. 司法書士の役割と対応策

3.1 デジタル資産の特定

デジタル資産の相続手続きを適正に遂行するためには、被相続人のデジタル資産を特定することが不可欠である。これには、スマートフォンやパソコンのアカウント情報、クラウドストレージのデータ、電子メールの履歴の調査が含まれる。

3.2 相続財産の判断

デジタル資産が相続の対象となるか否かは、各サービスの利用規約や準拠法を精査する必要がある。相続財産に該当する場合は承継手続きを進め、該当しない場合は利用規約に従い適切な対応を講じる必要がある。

3.3 情報管理とセキュリティ対策

司法書士がデジタル資産の相続手続きを扱う際には、情報漏洩のリスクに留意しなければならない。依頼者のデジタル資産情報を適切に管理するため、エンドツーエンド暗号化（E2E）を実装したチャットツールの使用や、安全性の高いクラウドストレージの選定が求められる。

4. 今後の課題と展望

4.1 法整備の必要性

デジタル資産の相続に関する法的枠組みは未成熟であり、明確なガイドラインが不足している。デジタル資産を相続対象とする場合の法整備を注視する必要がある。

4.2 司法書士のリテラシー向上

デジタル技術の進展に伴い、司法書士も暗号資産やブロックチェーン技術の基本を理解し、依頼者に適切に説明できる能力を備える必要がある。特に、デジタル資産の相続手続きを円滑に進めるためには、実務に活用できるレベルの知識習得が求められる。

4.3 行政機関との連携

司法書士業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進するため、行政機関との連携が不可欠である。日本ではデジタル庁を中心に各種手続きのデジタル化が進行しており、司法書士業界が主導的な役割を果たすためには、行政機関との協力体制を強化する必要がある。

4.4 デジタルツールの開発と導入

司法書士業務に適したデジタルツールの開発も重要な課題の一つである。技術者との連携を強化し、司法書士業務に特化したデジタルプラットフォームの開発を推進することで、依頼者に対するサービスの質の向上が期待される。

5. 結論

デジタル資産の相続に関する課題は今後ますます重要性を増すと考えられる。司法書士がこの分野に適応し、専門性を発揮するためには、デジタル資産に関する知識を深めるとともに、法整備の動向を注視し、適切な実務対応を講じる必要がある。技術の進展に即応し、依頼者の利益を最大限に保護するため、司法書士業界全体での意識改革が求められる。

第2 司法書士がAIについて知る必要性

近年、人工知能（AI）の発展は急速に進み、多くの分野でその導入が進められている。司法書士業務においても、AIの活用が議論されるようになり、司法書士業務に特化したAIの開発が注目されている。本稿では、AI技術の基本的な仕組みを概説し、司法書士がAIについての知識をもつことの必要性を議論する。

AI技術の発展の背景には、深層学習（ディープラーニング）の飛躍的な進歩がある。1956年のダートマス会議で「人工知能」という概念が提唱されて以来、1980年代のエキスパートシステム、2000年代以降のディープラーニングといった技術革新を経て、2017年には「Transformer」モデルが発表され、自然言語処理の精度が大幅に向上した。この技術を基盤とするChatGPTの登場により、AIの存在が司法書士業務への応用をより具体的にイメージできるようになった。

AI研究では、ドメイン特化のAI開発ということが盛んに議論されている。ドメイン特化とはある業種に特化という意味であり、よく議論に挙がる分野として、金融、医療、法律の3つがある。これらの分野は、AIの学習のためのデータが比較的準備でき、また、応用の幅も広く大きな利益をもたらすと考えられている。そのため、司法書士業務もドメイン特化のAI開発の対象になるのも時間の問題である。

もし、司法書士業務のAI開発が司法書士以外のものに行われた場合どのようなことになるか？当然、司法書士業務についての知識や経験がないため、AIの性能はイマイチなものになるであろう。登記申請は権利関係を正確に登記記録に反映させる行為であり、その正確性を司法書士が長年担保してきたため、現在、不動産取引において登記記録を疑うことは滅多にない。しかし、司法書士以外のものによって開発されたAIが登記申請を行うようになり、その性能が不十分であった場合、登記記録が取引の安全を担保するに至らないものになる可能性も考えられる。この場合の社会全体の損失は計り知れない。

このような事態を防ぐためにも、司法書士業務に関するAIは司法書士自身が行う必要がある。さらに、司法書士分野のAI開発については、司法書士が最先端であり、司法書士以外のものが司法書士分野特化のAI開発を行う気が生じないほどの実績と経験を有することができれば、司法書士の業務がAIに奪われるという杞憂もなくなる。

司法書士がAI開発を行う場合の最大の問題点は、司法書士がAIについては、圧倒的に情報弱者であることである。司法書士が司法書士業務特化AIを開発しようとした場合、おそらくAIの研究機関やベンダーに依頼することになる。このとき、相手方は当然AIについてのエキスパートであり、知識、経験等は司法書士の比ではない。情報格差がある場合、両者の間で会話が成立せず、正確な情報のやり取りができない。さらに悪いことに両者が日本語で会話をするため、会話が成立していないことを認識できていないこともある。AIの開発は日々進歩しており、まだまだ発展途上である。そのため、開発元と依頼者の間での正確なコミュニケーションが成果物、つまりAIの性能に直結する。そのため、司法書士がAIについての正確な知識を有し、AI技術者とコミュニケーションを正しく行うことが必須となる。

また、情報弱者である場合の弊害として、分からないもの、知らないものに対して、万能感や恐怖心を持つことや、意識的に避けてしまうことがある。死後の世界は未知なものとして、常に人類の傍に存在するものであるが、その未知であるが故、天国等の解答を創りだし、安心しようとする試みは世界中で行われている。程度の差はあれど、AIに対しても、AIについての知識や理解の程度によって、様々な反応があり、極度の拒絶や万能感を抱く人が存在する。この弊害を取り除く一番の方法は正しい知識をもち、理解することである。

今後、司法書士分野のAI開発は必ず行われるが、そのとき司法書士はどのような対応をするのか？司法書士以外がAI開発を行い司法書士業務はAIに奪われ、司法書士は駆逐されるのか、それとも、司法書士がリーダーシップをとり、より良い方向へ導くか、それは今後の司法書士の行動にかかっている。

司法書士がAIについての正しい知識を得るために、ChatGPTに代表される最近進歩が著しい大規模言語モデルの仕組みの説明を試みた。ChatGPTはTransformerと呼ばれる深層学習モデルに基づいており、ある文章に続く単語の確率を計算し、その確率から後続の単語を選定し、この作業を繰り返すことによって文章を生成していくAIである。また、入力する文章も文字のまま扱うのではなく、文章を数字の組み合わせで表現し、AIへ投入することによって計算を行っている。

AIの性能は、AIのもつパラメータの数の大きさと学習データに依存すると言われてきた。しかしながら、最近では、学習に用いるデータは枯渇しているといわれ、AIを利用して学習データの作成が行われている。また、パラメータ数の大きいモデルを小さいモデルへの変換なども盛んに議論されており、AI開発にも様々な変化が起きているようである。

登記申請 AI の開発についても検討し、最初の一步として、登記記録の要約 AI を開発すべきだと思われる。何故なら、登記記録は何処に何が記載されているのかが明確であり、学習データが用意しやすいためである。また、近年の登記義務化と合わせて国民に分かりやすい環境を提供することが急務であるからである。最初は、「所有者は誰ですか?」、「抵当権はありますか?」等、簡単な問題から始めるべきである。これらの間は司法書士には当たり前すぎて取るに足らないものであるが、国民からすればそれだけでも役に立つと思われる。

次に、「登記申請を AI で行えるか」については現在の AI は確率的に文章を生成しているため、確定した権利を一意的に登記記録に反映しなければならない登記と相容れないのではないかという疑問がある。これらは複数の AI を組み合わせることで可能ではないかと考える。例えば、申請者と対話することで登記申請に必要な情報を収集する AI、その情報から申請書と付属書類を作成する AI、申請書と登記記録を照合する AI、申請完了後の登記記録を申請者に確認する AI 等を組み合わせることである。また、最初からすべての登記申請を網羅する AI ではなく、より簡単な申請、例えば抵当権抹消登記で債権者、債務者、設定者に変更が全くないものから開発を始めるべきである。そこで知見を深め、徐々に可能な登記を増やしていく方策が良いと思われる。

ただし、どうしても例外は存在するため、ある程度の人の助けは必要であるが、ここでの問題は、例外ばかりを大げさに捉え、開発をしないことである。例外が 1%であり、AI で登記可能なものが 99%あれば、司法書士以外の開発者は登記申請 AI を開発するであろう。なぜなら、99%可能であればビジネスとしては十分収益を確保できると判断する可能性があるからである。司法書士が例外の 1%を問題視して躊躇している間に先を越されては意味がない。

本人確認、意思確認についても現在は人によっているが、今後どうなっていくか不明確である。社会はデジタル化へ向かっているため、デジタル化の中での本人確認、意思確認の方法が議論されていくであろう。その中で、新しい方法が提案され、法令化し、裁判例が出て、世論が形成されれば、本人確認、意思確認も人が行うことは例外を除いては無くなるかもしれない。その場合、登記申請もほとんどが AI で可能となろう。

以上のように司法書士業務特化の AI 開発とその問題点について議論してきた。その一番の問題点は司法書士が AI についてあまりにも情報弱者であることである。司法書士は仕事の性質上、情報強者として依頼人と接しているが、司法書士自身が情報弱者となった場合に、どのように行動するのが利益を最大化するのかを自覚する必要がある。その一步は間違いなく正しい知識を得て正しく理解することである。

第3 信頼に基づく自由なデータ流通(DFFT)の意義と展望

1. はじめに

デジタル経済の発展に伴い、データの国際的な流通が経済成長やイノベーションにとって不可欠な要素となっている。しかしながら、プライバシー保護やサイバーセキュリティなどの課題が指摘され、各国はデータの管理と保護に関する政策を強化している。こうした背景の中、日本が2019年のG20サミットで提唱した「信頼に基づく自由なデータ流通 (DFFT: Data Free Flow with Trust)」は、データの自由な流通と信頼性の確保を両立する概念として注目されている。本稿では、DFFTの基本概念、最新の動向、データスペースの活用事例、そして司法書士業務への影響について考察する。

2. DFFTの基本概念と国際的動向

DFFTは、国境を越えたデータ流通を促進しつつ、個人情報保護やセキュリティを確保する枠組みである。近年、この取り組みはG7やG20をはじめとする国際会議で積極的に議論されており、2023年のG7広島サミットではDFFTの推進が主要議題の一つとして採り上げられた。さらに、2024年5月のOECD閣僚理事会では、DFFTを具体化するための国際メカニズム「DFFT/IAP (Institutional Arrangement for Partnership)」が設立され、データガバナンスに関する議論が行われた。

同年9月のG20デジタル経済大臣会合では、デジタル公共インフラの相互運用性確保を通じた公共・民間部門の包摂性向上が議論され、DFFTの重要性が再確認された。また、10月のG7デジタル・技術大臣会合では、デジタル政府、AIツールキット、デジタル・アイデンティティ・マッピングなどの課題に加え、広島AIプロセスに基づくAI開発者向けの行動規範のモニタリングに関する議論が進められた。

3. データスペースの概念と活用事例

データスペースとは、国境や分野の壁を越えてデータを連携・活用する新しい枠組みであり、主に欧州で発展している。この仕組みでは、データ提供者がデータの主権を保持しつつ、共通のデジタル基盤を利用して公平かつ相互運用性を確保することが求められる。

特に医療分野では、EUが「European Health Data Space (EHDS)」を推進し、加盟国内で国境を越えた医療データ共有を実現しようとしている。EHDSは、標準化された交換フォーマットを活用し、異なる国や言語で利用されるデータの相互利用を可能にする枠組みである。2022年に法案が提出され、2024年3月にはEU理事会と欧州議会が暫定的な政治合意に達した。

日本においても、2022年に首相をトップとする医療DX推進本部が設置され、電子カルテや処方情報の統合的な管理を目指している。しかし、

- ・EHDSのような基盤システムの不在
- ・個人情報保護法に基づく情報活用の同意要件
- ・国民のデータを統合するための共通IDの未整備

といった課題が残されている。これらの問題に対処しつつ、国際的な標準に適合した医療データ活用の枠組みを構築することが急務である。

4. DFFTと司法書士業務への影響

デジタル庁は2026年に約500万の企業の登記情報を集約したデータベースの稼働を計画しており、自治体とのデータ流通を通じた行政手続きの効率化を目指している。この取り組みが進展すれば、商業登記や不動産登記のデジタル化が加速し、司法書士業務にも大きな影響を与えることが予想される。

将来的には、全国の司法書士事務所や土地家屋調査士事務所間でデータスペースを形成し、権利情報や本人確認記録を安全に共有する仕組みが構築される可能性がある。例えば、ある個人が不動産を購入した際のデータを、数年後の売却時に参照することで、取引の安全性を向上させることができる。また、国際間のデータ流通が進めば、外国企業の登記管理の在り方にも変革が生じるかもしれない。

5. おわりに

DFFTの概念は、デジタル経済の発展に不可欠なデータ流通の自由化と信頼性の確保を両立させる重要な枠組みである。国際的な議論を通じて制度設計が進められる中、日本においてもデータスペースの活用を推進し、医療や司法書士業務といった分野でのデータ利活用を進める必要がある。特に、法的整備やデータ管理の仕組みを国

際標準に適合させることが今後の課題となる。

DFFT の理念を基に、政府、企業、そして法律専門家が連携し、安全で信頼性のあるデータ流通の仕組みを構築することで、デジタル社会のさらなる発展が期待される。

第4 日本におけるリーガルテック発展のための規制の在り方と提言

1. はじめに

リーガルテックは、法律分野における技術革新を指し、効率化、透明性の向上、コスト削減、司法アクセスの改善を目的とした革新的なサービスやプラットフォームを提供している。日本において、この分野が「法の支配」を維持し、法律家への信頼を高めつつ、利用者の司法アクセスを促進する形で発展するためには、適切な規制の設計が必要である。本稿では、シンガポール、タイ、フィリピンとの比較を通じて、日本におけるリーガルテックの規制の在り方を検討し、今後の展望を提言する。

2. 諸外国におけるリーガルテック規制の現状

2.1 シンガポール

シンガポールはアジアのリーガルテックの中心地として発展しており、政府の支援や国際的なビジネス環境の整備によってリーガルテックの成長を促進している。例えば、裁判所や法律事務所のデジタル化が進んでおり、オンライン訴訟手続きや電子証拠開示（e-Discovery）が導入されている。

シンガポールでは、個人データ保護法（PDPA）によるデータ保護の基準が厳格に定められているほか、AI 活用に関しても透明性と公平性が求められている。また、スマート契約が合法的に認められており、リーガルテック企業の活動を促進するための法的枠組みが整っている。

2.2 タイ

タイでは、リーガルテックの発展が進んでおり、特に AI 技術の導入が注目されている。司法システムのデジタル化を目的とした D-Court (Digital Court) 政策が推進され、電子ファイリング (e-Filing) や電子裁判 (e-Trial) などが導入されている。

また、タイ政府は AI 技術のリスクを考慮した規制を進めており、2022 年には「人工知能システムを使用する事業者に関する勅令案」が提案された。この勅令案では、AI をリスクレベル別に分類し、適切な規制を適用する枠組みを設けている。

2.3 フィリピン

フィリピンでは、リーガルテックは主に文書管理、電子証拠開示、訴訟管理の分野で活用されている。特に、クラウドベースのソリューションが普及し、弁護士がリモートで法務業務を遂行できる環境が整備されている。

フィリピン最高裁判所は「A Strategic Plan for Judicial Innovations 2022-2027 (SPJI)」を策定し、電子裁判所 (e-Court) システムの開発を推進している。また、仮想通貨やデジタル資産に関する規制も強化されており、フィリピン証券取引委員会 (SEC) は「仮想資産サービスプロバイダー (CASP) ルール」を策定し、透明性の確保と市場の安定を図っている。

3. 日本におけるリーガルテック規制の現状

3.1 現状と課題

日本におけるリーガルテック市場は急速に成長しており、契約管理、電子署名、AI による文書レビュー、法律相談プラットフォームなどの分野で革新が進んでいる。しかし、以下の課題が指摘されている。

- ・ 弁護士法との整合性

日本では、弁護士法により法律業務は弁護士に限定されており、AI を利用した契約書レビューや法的アドバイスの提供が「非弁行為」に該当する可能性がある。

- ・ 技術革新に対する法制度の遅れ

スマートコントラクトやブロックチェーン技術の活用に対する法的枠組みが未整備であり、技術革新に法制度が追いついていない。

- ・ 信頼性の確保

AI による契約書作成や判例分析の信頼性や精度が十分に担保されていない。

- ・ 市場の成熟不足

米国や欧州に比べ、日本のリーガルテック市場規模は小さく、普及のスピードも遅れている。

4. 今後の展望と提言

リーガルテックの健全な発展を促進するために、以下の施策が求められる。

- 非弁リスクの明確化

リーガルテックが非弁行為に該当しないためのガイドラインを政府が策定し、法的明確性を高める。

- 技術と法制度の融合を促進

スマートコントラクトやAIを活用した法的業務の導入を可能にする法改正を進める。

- 信頼性評価の第三者機関の設立

AIによるリーガルテックツールの品質を評価し、信頼性を保証する第三者機関を設置する。

- 普及促進のためのインセンティブ政策

中小企業向けにリーガルテック導入の補助金制度を創設し、日本企業のグローバル競争力向上を支援する。

5. おわりに

リーガルテックは、法的サービスの質を向上させ、日本の法律業界全体の効率化と国際競争力向上に寄与する。しかし、適切な規制がなければ、技術革新が阻害される可能性もある。政府、法律関係者、技術者が連携し、技術と法の調和を図ることで、日本におけるリーガルテックの持続的な発展を実現することが求められる。

第5 当部会概要まとめ

司法書士業務におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の現状と課題

要旨

現代社会におけるデジタル技術の進展は、司法書士業務にも大きな影響を及ぼしている。本研究では、司法書士業務 DX 推進研究部会の活動を基に、司法書士業務におけるデジタル・トランスフォーメーション (DX) の現状を分析し、今後の課題について考察する。特に、生成 AI の活用、リーガルテックの国際的動向、データ流通の国際標準化、業界全体のデジタルリテラシーの向上、行政機関との連携の強化に焦点を当て、司法書士業務の DX 推進に必要な方策を論じる。

1. 司法書士業務における生成 AI の活用

司法書士業務において、生成 AI の導入が注目されている。ChatGPT や Copilot、Gemini といった AI 技術は、リーガルチェックや文書作成支援の分野で活用される可能性が示唆されている。これにより、業務の効率化および精度向上が期待される。しかしながら、法的判断に関わる領域においては慎重な運用が求められる。AI は独自の判断基準を持たないため、誤った情報の提供が依頼者に不利益をもたらす可能性がある。この問題に対応するためには、司法書士が AI の限界を十分に理解し、適切な監督のもとで運用することが不可欠である。

2. リーガルテックの国際的動向と日本における遅れ

リーガルテックの国際的動向を考察した結果、日本のリーガルテック普及度が諸外国と比較して遅れていることが明らかとなった。欧米諸国では、電子契約やオンライン申請システムの整備が進んでおり、日本においてもこれらの技術を導入する必要がある。特に、民事裁判手続きの IT 化が進む中で、司法書士業界が DX を積極的に推進し、電子契約やオンライン登記申請の普及を促進することが求められる。

3. データ流通の国際標準化と DFFT の影響

国際的なデータ流通の枠組みである DFFT（信頼に基づく自由なデータ流通）に関する研究を踏まえ、司法書士業務への影響を検討した。安全性を確保しつつ、登記情報や相続情報などのデータを国際的に活用できる仕組みの構築が今後の課題となる。これにより、国境を越えた取引や国際的な相続案件において、迅速かつ効率的な法的支援が可能となる。

4. 業界全体のデジタルリテラシー向上

司法書士業務における DX 推進の最大の課題の一つは、業界全体のデジタルリテラシーの向上である。現状では、一部の司法書士が DX に積極的に取り組んでいるが、業界全体としての意識改革が不可欠である。特に、ブロックチェーン技術や AI を活用した新たな業務プロセスの導入に向けた教育プログラムの整備が求められる。司法書士の DX リテラシーを高めることにより、業務の効率化と法的サービスの質の向上が期待される。

5. 行政機関との連携強化

司法書士業務のデジタル化を促進するためには、行政機関との連携強化が不可欠である。特に、政府が推進するデジタル庁の施策と連携し、電子登記やオンライン申請システムの整備を進めることが求められる。これにより、司法書士業務の効率化が進み、依頼者に対するサービスの向上が期待される。また、官民連携によるデジタルプラットフォームの構築が、より円滑な法的手続きを実現する鍵となる。

6. 結論

本研究を通じて、司法書士業務における DX 推進の重要性が明確となった。AI やリーガルテックの活用、データ流通の国際標準化、業界全体のリテラシー向上、行政機関との連携強化が、司法書士業務の未来を形成する要素となる。司法書士は、デジタル社会の変化に適応しながら、新たな技術を積極的に取り入れることで、より高品質な法的サービスを提供できるようになることが期待される。



1



2

本日の研修に関する留意点

1. 本研修資料は、解説を優先する都合等により、一部正確では無い箇所があります。
2. 本研修資料は、2024-10-01現在の情報です。
3. 本日の研修は、遺産承継業務等でデジタルなんとかを探索する際に知っておくべきポイントに、広く浅く触れていただくことを目的としています。従いまして、D A OやN F Tなどの個別具体的な探索方法については、別途専門の研修でご研鑽ください。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

3

本日の研修に関する留意点

4. 本研修資料に関する権利は、全て担当講師個人に帰属しています。
5. 資料内の画像等は、公式サイトのスクリリーンショット等の一部を除き、講師個人が権利を有しています。
6. 講義の内容は、講師の見解に基づくものであり、資料の内容及び講師の言動については、日本司法書士会連合会及び司法書士総合研究所は、1ミリも責任を負いませんのでご了承願います。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

4

はじめに

本日の目的

デジタルなんとかに対する
抵抗感や拒絶感を無くしてもらう事



A

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

5

はじめに

本日の結論

職責と行為規範に照らして、
途中で諦めることも必要。



A

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

6

はじめに

本日の**結論**

被相続人が使っていた**携帯電話は**
絶対に**しばらく解約しない**こと！

A

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

7



8

総研の紹介と自己紹介



司法書士総合研究所は、学術研究を行う日司連の常設機関

総合研究所は、司法書士に関係する国内外の諸制度並びに法令等について、学術的、理論的な調査、研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図り、もって公正な社会の発展に寄与することを目的とする。

- 常設研究部会
- 1) 司法・司法書士制度研究部会

2) 不動産登記制度研究部会

3) 業務開発研究部会

4) 司法書士業務DX推進研究部会

5) 憲法研究部会

6) 家事事件研究部会

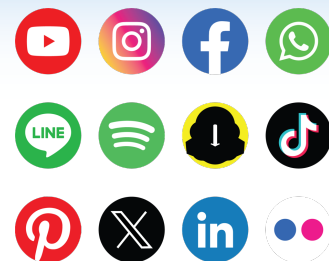
特別研究部会

商業登記制度研究部会

(日司連サイトから引用)



チャットと情報漏洩



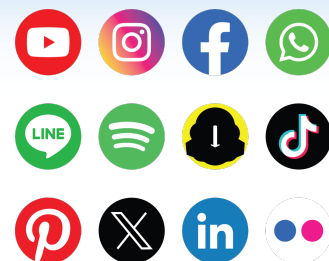
Q 司法書士 ↔ 補助者
司法書士 ↔ 依頼者 間の
チャットツールは、
何をつかっていますか？

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

11

チャットと情報漏洩



Q そのツールを使うに至った
経緯を教えてください。

- ・みんな使っているから
- ・依頼者が指定したから
- ・自分は大丈夫だと思っているから
- ・情報漏洩させても故意が無いから
- ・情報漏洩させてもどうせバレないから
- ・デジタル関係はよくわからないので
- ・特に理由はない

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

12

チャットと情報漏洩



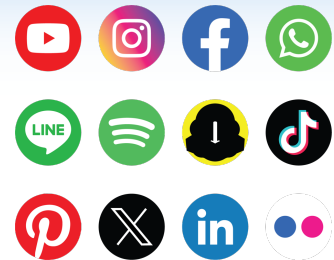
Q 情報漏洩の可能性を
理解した上でそのツールを
選定しましたか？

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

13

チャットと情報漏洩



Q 依頼者が指定したツールに
疑念が残る場合、それを断り
自身が指定する
別のツールの使用を強制できますか？

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

14

チャットと情報漏洩



Q 司法書士の意味よりも
依頼者の意思を優先すべき
理由はありますか？

有るとすれば、それはなんですか？

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

15

チャットと情報漏洩



司法書士法

(司法書士の使命)

第 1 条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

(職責)

第 2 条 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

16

チャットと情報漏洩



司法書士行為規範

前文 司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することにある。その使命を自覚し、自らの行動を規律する規範を明らかにするため、司法書士行為規範を制定する。
我々は、これを実践し、社会の信頼と期待に応えることをここに宣言する。

第04条 司法書士は、常に、人格の陶冶を図り、**教養を高め**、司法書士としての品位を保持する。

第11条 司法書士は、業務上知り得た**秘密を保持しなければならない**、又は利用してはならない。司法書士でなくなった後も同様とする。

第76条 司法書士は、法律の定めにより他人の財産を管理する者に選任された場合には、その目的を達するため**誠実に財産管理を行わなければならない**。

第78条 司法書士は、遺産承継業務を受任する場合には、委任契約書を作成するなどして、依頼者に対し、受任事務の内容及び範囲を明らかにしなければならない。

2 司法書士は、前項の場合においては、事案に応じて、依頼者に対し、**業務の中断**又は終了に関する事由を明らかにしなければならない。

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

17

チャットと情報漏洩



埼玉司法書士会会則

第81条 司法書士会員は、**法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽**に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない。

2 会員は、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

宮城県司法書士会会則

第81条 司法書士会員は、**法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽**に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない。

どこに係るか解釈が分かれるかも知れませんが、今日のところは、係り方2か3でお願いします。

係り方1 法律学 + その他 (= 必要な学術の研究及び実務の研鑽)

係り方2 法律学 + その他 (= 必要な学術の研究及び **"法律学以外の事柄も含めた"実務の研鑽**)

係り方3 法律学 + その他必要な学術の研究 + **"法律学以外の事柄も含めた"実務の研鑽**

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

18

チャットと情報漏洩



どうやら、司法書士は、

学術の研究等に留まらず、
法律学とは関係がない実務「も」研鑽した上で、
 依頼者の秘密を保持し、
 社会の信頼と期待に応えなければならない

らしい。

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

19

チャットと情報漏洩



どうやら、司法書士は、

誰かが懲戒処分をくらわないと、
自分のためであっても
 本気で情報漏洩対策を**考えない**

らしい。

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

20

チャットと情報漏洩

チャットツールの種類

組織統制可能型

- ・管理者が存在する
- ・有料版で使うべき
※無料版はいまいち
- ・司法書士事務所で管理運用
- ・依頼者単位の管理も可能

単独マニア型

- ・電話番号の登録が必須
- ・安全性に定評あがある
- ・客寄せパンダ機能が無い
- ・広告が表示されない
- ・自己破壊機能がある
- ・マルチデバイス対応
- ・一般的に認知されていない

単独一般型

- ・個人用に限定するべき
- ・道ばたの電柱に封筒に入れた個人情報をつきながら歩くようなもの

※中には、そのツールを止めるか司法書士を辞めるべきかレベルのサービスもある

B

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

21

22

11

デジタルなんとか等



相続 後見 遺産承継 等の業務

に関連しそうな 「デジタルなんとか」といえば？



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

23

デジタルなんとか等



暗号通貨 = 暗号資産 なのか？

資金決済に関する法律 第2条第14項

この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

1 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

2 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

まとめ 暗号通貨は暗号資産の一種 と考えて実務上混乱することは無いであろう。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

24

デジタルなんとか等

デジタルなんとかの共通ポイント

それ単体を肉眼で目視することは
絶対に不可能

それ単体を裸で持ち歩いている人は
絶対にいない

→ 記録媒体に記録し保管しているはず

原則複製してもその価値に変化はない

→ ほぼ同じ物が無限に複製できる

→ N F T 等を除く



C

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

25

デジタルなんとか等

デジタルなんとかと所有権

余談 デジタルデータそれ自体に所有権はない（N F Tを含む）

- デジタルデータは、無形物であるため、「物」ではない
- デジタルデータは、物ではないため、物権が及ばない
- デジタルデータに所有権を概念する根拠法は存在しない
民法第175条（物権法定主義）

C

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

26

デジタルなんとか等

身近なアカウント系

- ・PC／スマートフォン／タブレット
- ・電子メール
gmail, 独自ドメイン 等
- ・チャットサービス
WhatsApp, Line 等
- ・SNS
facebook, X, Instagram, LinkedIn
- ・電子お薬手帳
- ・動画配信サービス
Netflix, Hulu 等

ポイント溜まる系

- ・クレジットカードの利用ポイント
Diners Club, American Express 等
- ・航空会社のマイル
NH, JL, SQ, GA 等
- ・ECサイトのポイント
Amazon, Rakuten, えきねっと 等

金融口座系

※いわゆる銀行や暗号資産関連

- ・普通の銀行のオンラインアカウント（国内）
- ・普通の銀行（国外）
DBS, OCBC, OCBC-NISP, BNI 等
- ・ネットのみ銀行（国内）
JRE銀行, 楽天銀行, SBI新生銀行 等
- ・ネットのみに限らず銀行（国外）
- ・ネットのみ証券（国内）
SBI証券, 楽天証券, DMM.com証券 等
- ・ネットのみに限らず証券（国外）
- ・暗号資産販売所（国内）
- ・暗号資産販売所（国外）
- ・暗号資産取引所（国内）
Coincheck, GMOコイン, bitFlyer 等
- ・暗号資産取引所（国外）
Bybit, FXGT, BTCC, Binance 等
- ・国外会社と締結している生命保険 等

電子マネー系

- ・交通系電子マネー
suica, pasmo 等
- ・流通系電子マネー
nanaco, waon 等
- ・決済系電子マネー
PayPay, Rakuten Edy 等
- ・ギフトカード系
amazon, apple, google 多数

ストレージ系

- ・クラウドサービス

送金系

※国内外の送金のみを目的とした金融機関

- ・wise <https://wise.com/>
- ・Jcoin <https://j-coin.jp/>
- ・PRIN <https://www.pring.jp/>
- ・COTRA <https://www.cotra.ne.jp/> 等

権利系

※要注意※

- ・購入した動画コンテンツ
※利用権のみの場合あり
AmazonPrime, 等
◎アダルトコンテンツを漏らしがち
- ・配信していた動画コンテンツ
※被相続人が配信事業者だった場合は著作権等に注意
収益化されている可能性有
◎アダルトコンテンツを漏らしがち
- ・NFT（デジタルアート等）
OpenSea, Rarible 等
- ・DAO（分散型自立組織）
地方創生系 等

※ 他にも多数存在する。

C

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

27

28

14

いきなり少し逸れますが



実務であまり触れる事が無いかもしれない

日本国外の資産と送金の概念

- ・運用目的で資産を国外に移動させていた被相続人の資産も相続財産
- ・国外資産を漏らした場合、司法書士の過失になる時代がくるだろう
- ・司法書士の知識と能力不足を依頼者に転嫁しないこと



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

29

いきなり少し逸れますが



日本国外の銀行口座



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

30

いきなり少し逸れますが

国外の銀行アプリ 例

OCBC-NISP, BNI, DBS 等

※クレジットカードの引落口座になっている可能性あり

※国外銀行の取引は
ほぼ100%専用アプリ経由

※資産隔離目的専用銀行の場合
専用アプリが無い事が多い
＝プライベートバンク(PB)＝

認証方法 ~~窓口で対面確認か~~
~~専用サイト~~
~~毎回SMS認証~~
~~声紋認証~~

OCBC NISP, Indonesia

BNI, Indonesia

DBS, Singapore

D

31

いきなり少し逸れますが

国外の銀行アプリ

ど)

例 OCBC-NISP銀行（詳細は後ほ

普通口座

定期口座

開設口座一覧

普通口座の通貨建て子口座

定期口座の子口座

付属オンラインデビットカード

32

16

いきなり少し逸れますが



日本国外の生命保険

私は、実際に「死亡保険金の受取手続き」を漏らしたことがあります。

D

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

33

いきなり少し逸れますが



国外住所で締結している運用ありきの生命保険等

※手続きを漏らしがち

Great Eastern

Member of the GCIC Group

GREAT EASTERN GENERAL INSURANCE INDONESIA

We provide protection for various types of risks with our extensive, comprehensive and complete general insurance products

Get Help?

Customer Contact Center

+62 21 572 3737

Visit Us

Official WhatsApp

Online Claim Notification

Great Eastern

Member of the GCIC Group

PRODUCT AND SERVICE INFORMATION SUMMARY IN PERSONAL VERSION

GREAT PRESTIGE PROTECTOR

- Insurance Company : PT Great Eastern Life Indonesia
- Product Name : Great Prestige Protector
- Currency : Rupiah
- Product Type : endowment combination
- Product Description : Great Prestige Protector is an insurance with a Single Premium and an insurance coverage until Insured reach 99 (ninety nine) years old. This product provides an opportunity for customers to enjoy fixed and guaranteed crediting rate for the first 10 (ten) years.

I. DEFINITION

Crediting Interest	: An number of funds are obtained from a certain percentage of the Cash Value and the funds are credited into the Cash Value.
Free Look Period	: The period set by the Company for the Policy Holder to study and ensure that the contents of the Policy are in accordance with the wishes and needs of the Policy Holder.
Cash Value	: The cash value of the Single Basic Premium and the Initial Additional Single Premium (if any) after deducting the applicable fees along with the total withdrawals that have been made, added with the Credit Interest.
Policy Holder	: Individuals or entities (whether legal entities or not legal entities) who become Policy Holder in life insurance products as stated in the Policy Data.
Company	: PT Great Eastern Life Indonesia (or its legal successor) which is an insurance company that operates a life insurance business.
Single Basic Premium	: Basic Insurance Premium that is paid single pay or once time, applicable to the Policy as stated in the Policy Data and/or the applicable Endorsement.

Great Eastern Holdings Limited <https://www.greateasterngeneral.com/id/>

※運用利回りが年6%を超えることも珍しくない (定期預金金利が年5%前後も珍しくないので、これ以上の利率で運用できないと興味がわかなかったはず)

D

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

34

17

いきなり少し逸れますが



資金移動業者

≠ 銀行

D

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

35

いきなり少し逸れますが



国内外送金のみを目的とした金融機関（資金移動業者）
wise, Jcoin, PRIN, COTRA 等

Wise

Home

Card

Recipients

Payments

Earn ¥7,500

Total balance
434,161 JPY

Send

Add money

Request

JPY

178 79

434,161

IDR

0.00

THB

0.00

Wise

Wise Payments Japan K.K.
2 Chome-13-12 Nihonbashi, Chuo City
Tokyo
103-0027
Japan

Wise Payments Limited
(East filed)
Vereenri 1n 24, 10135 Tallinn
Reg. 12461545

JPY statement

1 July 2024 [GMT+09:00] - 31 August 2024 [GMT+09:00]
Generated on: 19 September 2024

Account Holder	IBAN	Swift/BIC

JPY balance on 31 August 2024 [GMT+09:00]

434,161 JPY

Description	Incoming	Outgoing

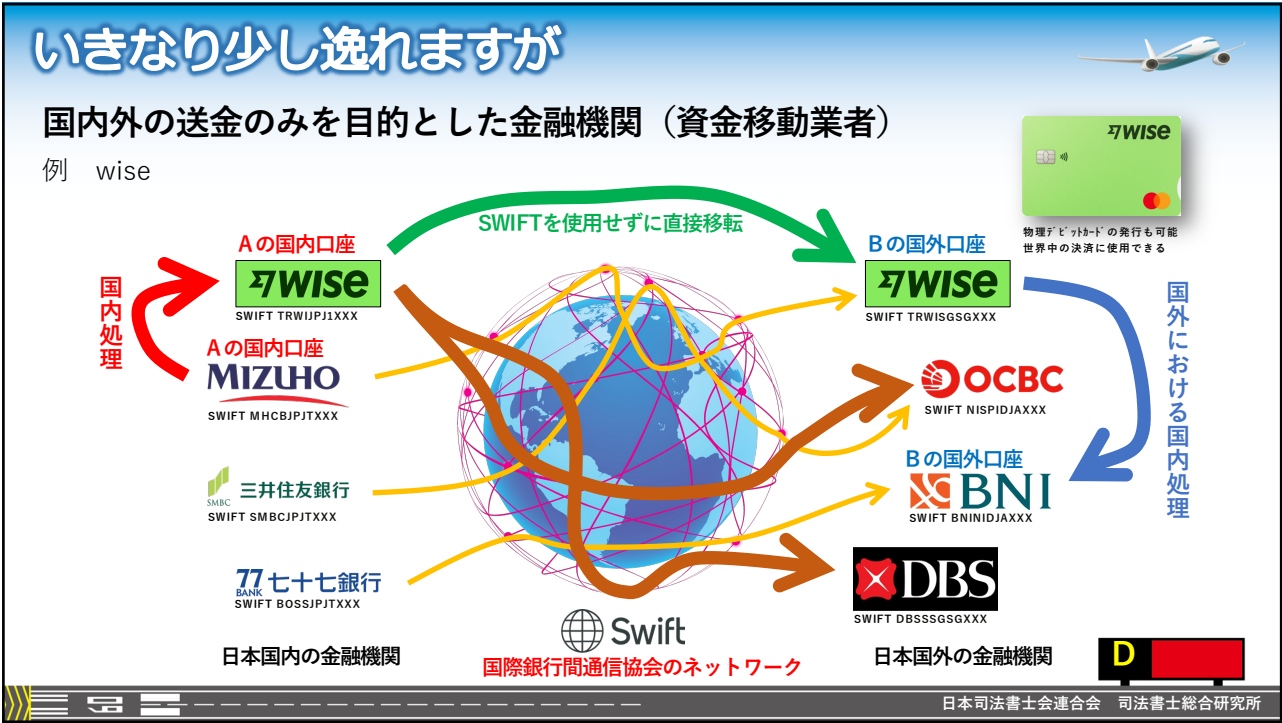
Wise Payments Limited, trading as Wise, is an Authorised Electronic Money Institution under firm reference number 900507 with the UK Financial Conduct Authority (FCA). Wise Payments Limited is registered in England and Wales with Companies House under company number 7208403. Tel: +44 (0) 203 6950 899 www.wise.com

D

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

36

18



37



38

DAOとNFT



司法書士業界のだれもが「口を開けば話題にしているはず」の

DAO

E



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

DAOとNFT



2005年(H17) 03月07日	改正不登法	施行
2006年(H18) 05月01日	会社法	施行
2019年(R元) 06月01日	所有者不明土地法	施行
2019年(R元) 07月01日	改正民法・親族法	施行
2020年(R02) 04月01日	改正民法・債権法	施行
2024年(R06) 04月01日	改正不登法（相続登記義務化）	施行
2024年(R06) 04月22日	DAO 関連法令改正及び解釈変更	施行

E



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

DAOとNFT



2024年(R06) 04月22日付 D A O 関連法令改正及び解釈変更等の施行で

日本版 D A O は、**既に**
3 条業務 になってますよ。

定款作成が究極的にマニアックなので、相当の研鑽と備えが無いと対応不能



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

41

DAOとNFT



主なポイント

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の一部改正

- ・ トークン化された合同会社等の社員権について、一定の場合には通常の合同会社等の社員権と同等の規制とするための所要の改正
- ・ 資金調達や利益の分配が可能になった
- ・ ガバナンストークンが有価証券に該当するか否か（資金決済法第2条第15項）
- ・ 当該法人が資金調達するにあたり「第二種金融商品取引業の登録」が必要か否か

などの解釈変更

※詳細は、金融庁のサイトを参照してください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240201/20240201.html#%別紙>

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240201/01.pdf>

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240201/02.pdf>



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

42

DAOとNFT



日本版DAOの主なポイント

- ・DAOそのものに法人格が付与されるわけではない
- ・**会社法に準拠した既存の合同会社や株式会社の形態を採用することで法人格を取得**
- ・会社法や商業登記法が改正されたわけではない
- ・外見は合同会社や株式会社、**中身はDAO**
- ・登場人物の地位ごとに「地位と権限＝専用トークン」を付与する
→ 株主トークン、社員トークン、取締役トークンなど
- ・トークンの種類（≡地位や権限を表章するもの）はある程度自由に設計可能
→ **拒否権付種類株式**に似たトークンも発行できる

（参考）世界初のDAO法とされる、アメリカ合衆国ワイオミング州法でも、
正面からDAOに法人格を認めてはいない
＝既存の法人形態である有限責任会社(LLC)の要件等を満たしている必要がある
2021年07月01日施行

E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

43

DAOとNFT



DAO : Decentralized Autonomous Organization (分散型自立組織)

地方創生系（みちのくDAO：仙台市） 等

- ・やや力業感はあるが、一応**法人格付与も可能**
※**正面突破型DAOはまだ**商業登記できない
- ・組織の代表者が存在しない
- ・匿名性を担保することも可能
- ・内部統制は**ガバナンストークン**
を用いて**ブロックチェーン**上で行われる
- ・DAOの権利義務は**NFT**で管理運用
- ・定款は「従来型＋スマートコントラクト」
- ・決議の結果はブロックチェーンで
記録され半永久的に保管されていく



E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

44

DAOとNFT

DAO : Decentralized Autonomous Organization (分散型自立組織)

地方創生系 (みちのくDAO : 仙台市)



仙台市 <https://www.city.sendai.jp/project/koho/kisha/r4/1019tokku.html>

日本司法書士会連合会

司法書士総合研究所

DAOとNFT

DAO : Decentralized Autonomous Organization (分散型自立組織)

地方創生系 (みちのくDAO : 仙台市)

みちのくDAOは、2022年に立ち上がった東北を盛り上げたい人々による『地域経済振興DAO』です。

みちのくDAOに参加することで、世界中の人々と東北を舞台にしたイベント・ネットワーク・ビジネス作りを楽しむことができます。

東北6県にあるお店や東北に関連するお店様向けの相談窓口としての機能も持っています。

また東北魂NFTをホールドされている方を対象にしてユーティリティをご提供していただくことにより、お店の集客や宣伝効果を期待できます。みちのくDAOとご一緒させて頂いたコラボレーションイベントなども相談することができます。(デジさと・みちのくDAOから引用)

<https://www.digisato.com/projects/12>



みちのくDAOとは？

みちのくDAOは、2022年に立ち上がった東北を盛り上げたい人々による『地域経済振興DAO』です。みちのくDAOに参加することで、世界中の人々と東北を舞台にしたイベント・ネットワーク・ビジネス作りを楽しむことができます。

東北6県にあるお店や東北に関連するお店様向けの相談窓口としての機能も持っています。

また東北魂NFTをホールドされている方を対象にしてユーティリティをご提供していただくことにより、お店の集客や宣伝効果を期待できます。みちのくDAOとご一緒させて頂いたコラボレーションイベントなども相談することができます。

DigisatoとみちのくDAOは協賛しています。

日本司法書士会連合会

司法書士総合研究所

DAOとNFT

DAOにも使われている、



ブロックチェーン と NFT



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

47

DAOとNFT

DAOにも使われている、



ブロックチェーン

ビットコインやNFTでも使用されている技術の話



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

48

DAOとNFT



ブロックチェーンは、
ビットコインなどの暗号資産や、**NFT**でも
 使われている、**基盤技術の名称**。

E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

49

DAOとNFT



ブロックチェーン技術（基盤技術）

[ざっくりした仕組み]

取引記録（ブロック）単位でデータを暗号化し、取引が発生する度に、その時点における最後の部分に、記録したい取引ブロックを追加することで、**時系列に沿ったチェーンのように連続したデータ群を生成**し続けることができる技術。

ブロックを追加するためには、不特定多数のユーザーに、係る追加するブロックの控えを生成してもらわなければならない。

不特定多数のユーザーの手元にブロックの控えが残るため、データの改竄が事実上不可能で、かつデータ欠損が限りなく無い。

※不特定多数のユーザーの手元に複製したデータが有るため、**システムがダウンしても、容易に復元可能**（自動修復も可能）

※一部のブロックを改竄することは**事実上不可能**（改竄自体はできる）



E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

50

DAOとNFT

ブロックチェーン技術（ざっくりとした連結手順）

直前ブロックのハッシュ値

- ・ナンス値
- ・取引データ

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

51

DAOとNFT

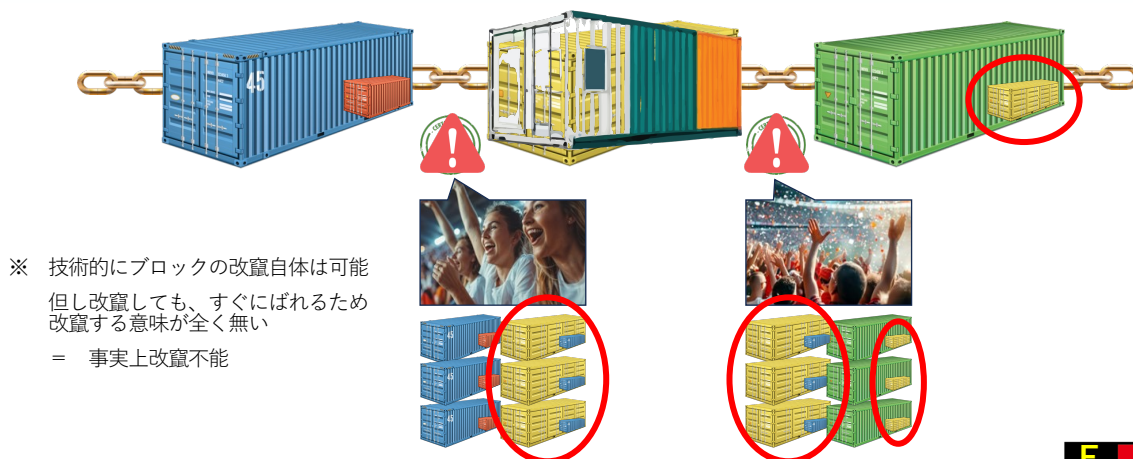
ブロックチェーン技術（地球上のあらゆる所で連結承認される）

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

52

DAOとNFT

ブロックチェーン技術（事実上改竄不能とされるざっくりとした理由）



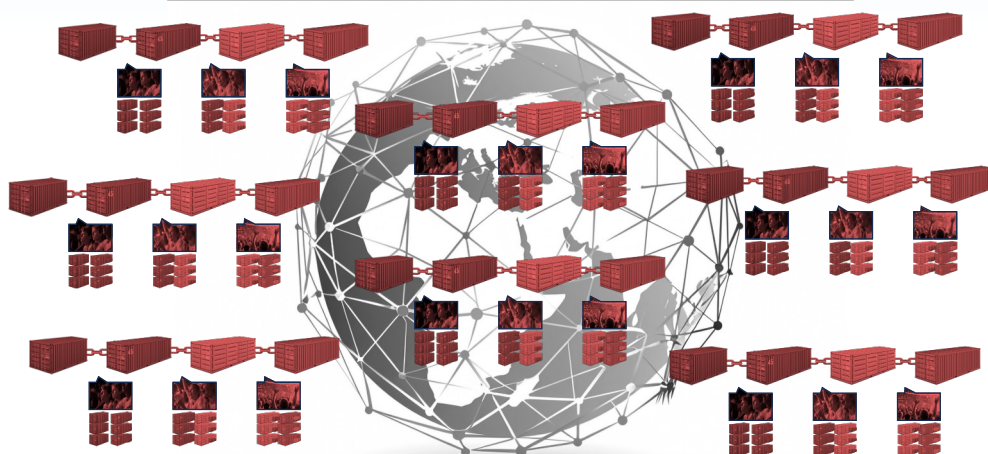
E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

53

DAOとNFT

ブロックチェーン技術（地球上のあらゆる所で連結承認される）



E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

54

DAOとNFT



ブロックチェーン技術（基盤技術）

用語：ブロックチェーン 取引履歴（ブロック）単位で暗号化し、時系列に沿って連続的に結合していく **技術の名称**

用語：ビットコイン ブロックチェーン技術を用いた暗号資産の一種（≡ **通貨の名称**）

[たまたに耳にする間違い]

- ◎ ビットコインを買ったんだ。
- ◎ NFTの～を買ったんだ。
- × ブロックチェーンを買ったんだ。
＝インターネットを買ったんだ。と同レベルではずい。



E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

55

DAOとNFT



DAOにも使われている、

NFT

≡ デジタル登記済証？

E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

56

DAOとNFT

NFT : Non-Fungible Token (デジタルアート等)



E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

57

DAOとNFT

NFT : Non-Fungible Token (デジタルアート等)

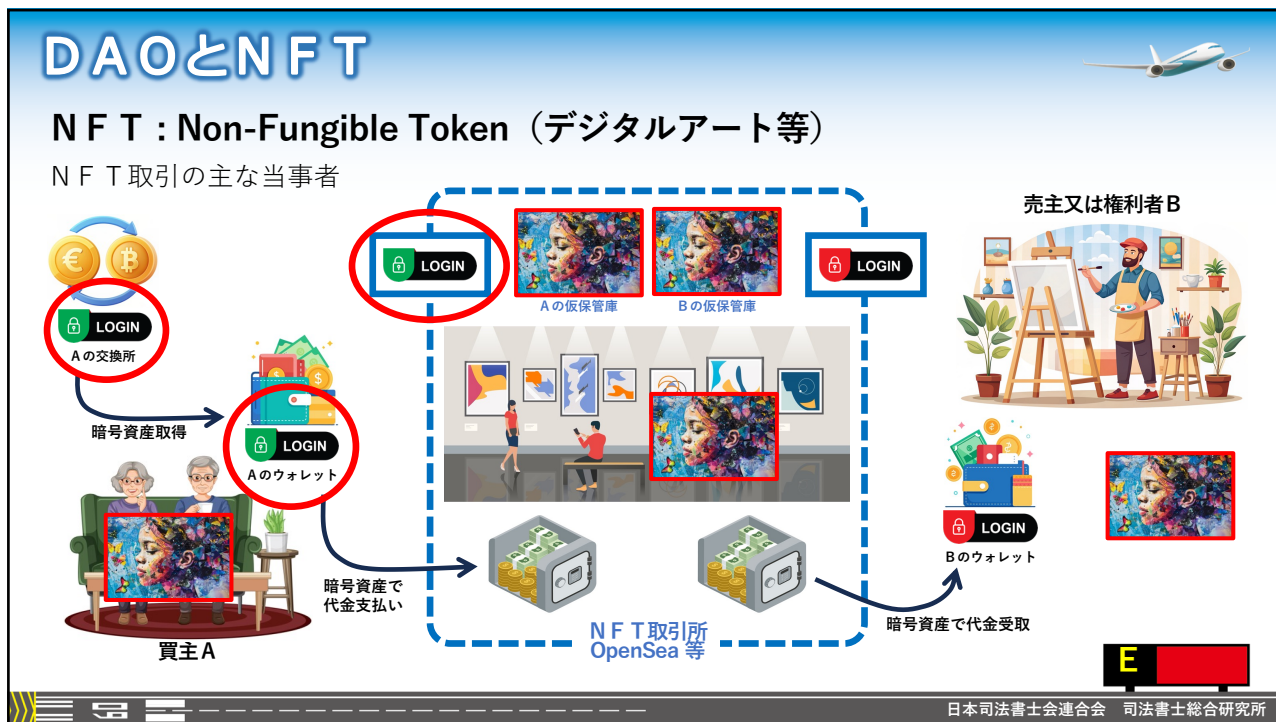
取引サービスの代表例 OpenSea, Rarible 等

- ・ブロックチェーン技術を用いて設計されている点においては、暗号資産と同じである。
しかし、暗号資産に代替性が有るのに対し、**NFTには代替性がない（非代替性）**点で異なる。
- ・代替性が有る例 : **印鑑証明書**・物理的な紙幣や硬貨・ビットコイン等の暗号資産
- ・代替性がない例 : 登記**済証**・美術品
- ・NFTの取引は自然界で行われている通常の売買と同じ概念で足りる。
- ・ブロックチェーン技術を基盤としているため、**原則として、売主買主のみでは取引ができない。**
- ・取引内容（ブロック）には、売り主買い主の情報以外にも、**唯一無二の特定の情報**が記録されるだけでなく、転売時の制限や、支払請求権等の内容を電子契約として記録する事もできる。

E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

58



59

DAOとNFT

NFT : Non-Fungible Token (デジタルアート等)

取引サービスの代表例 OpenSea, Rarible 等

一般的に、NFT取引をしている当事者は、最低3組の認証情報を使い分けているはず。

1. **暗号資産販売所又は暗号資産取引所**
例 CoinCheck
2. **暗号資産ウォレット**
例 METAMASK
3. **NFTの取引所**
例 OpenSea

全てにおいて、デジタル資産が入っている可能性がある。
→ **全てチェックすべき**

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

60

DAOとNFT

NFT : Non-Fungible Token (デジタルアート等)

NFT取引の主な当事者

全てにおいて、デジタル資産が入っている可能性がある

↓

全てチェックするべき

E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

61

DAOとNFT

NFT : Non-Fungible Token (デジタルアート等)

電子契約書 (スマートコントラクト・書換不能)

- ・年月日時分秒、売主Aは買主Bに、1ETHでこの作品を売却した。
- ・買主Bは第三者に転売してはならない。
- ・売主Aは、正規取引の証明として自身の (識別子) を埋め込んだ。

※電子契約に違背していたとしても、ブロックとしては連結される。
※ブロック自体暗号化されているため、連結承認の際に契約内容まで確認できない。

E

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

62

DAOとNFT



あったら面白そうなNFT（一部を単に置き換えるだけ・DAOの話ではない）

NFT版の **司法書士会の会員証**

→ 日司連が一括発行すれば良い

NFTと関係ない雑談：現在の会員証は英語表記されていないので国外で司法書士であることを疎明できない。（時々困る）

NFT版の **単位会総会の議決権行使や委任状**



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

63

DAOとNFT



あったら面白そうなDAO（組織を丸ごとDAO化する話）

日司連っぽいDAO

単位会っぽいDAO

せめて、**単位会の定時総会**だけでもDAO化してみたい

宮城県会さんの理事会だけでもDAO化してみませんか？



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

64



65

探索に関する雑学



前知識 1 完璧に探索することは、無理

本人が	生前残したメモの有無	と
本人の	スマートフォン内の アプリ	と
本人の	携帯電話の S M S	で

探索精度は 8 0 % 決まる。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

66

探索に関する雑学



前知識1 完璧に探索することは、無理

デジタル資産の探索は、スーパー司法書士でも
ゼロから**全ての財産を探索することは不可能**。

途中で諦めることも、大切

落とし所の判断は、**自己責任**



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

67

探索に関する雑学



前知識2 権利の帰属主体をごっちゃにしないこと

001100010000001101001011
100100000011010010111001
000001110010011000010110
0011001010111100001110100
01110010000001101111011011
010000001100110011011110
0001101001011011100110011

デジタルなんとか



ガラ（アプリの場合もある）



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

68

探索に関する雑学



前知識2 権利の帰属主体をごっちゃにしないこと

1.  の所有者 と  の権利者 が **一致する** 場合
ガラ（アプリの場合もある） 中のデータ
2.  の所有者 と  の権利者 が **一致しない** 場合
ガラ（アプリの場合もある） 中のデータ
有形物ならば所有権が概念できる 所有権が概念できない



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

69

探索に関する雑学



前知識3 「購入」を文字通り概念しないこと

例 動画コンテンツ配信サービスを使用していた場合

- 被相続人がデジタルコンテンツなどの**使用権**しか有していなかった場合 など
- ※ 規約による
- ※ 約款により一身専属権
- ※ 解約処理が完了するまで事実上コンテンツが使用できる事が多い

例 本人が動画コンテンツを「**購入**していた」 ※用語にだまされないように（規約優先運用）

- 約款上、「購入したコンテンツ」は、本人のアカウントでのみ再生できる
- 約款上、**相続人は、本人の何らの権利も承継していない**
- 相続人は配信ベンダーに、本人のアカウントを閉鎖する手続きのみできる
- 結局本人が「購入していたコンテンツ」も、アカウント閉鎖と同時に消滅する



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

70

探索に関する雑学

前知識3 「購入」を文字通り概念しないこと

”実質「レンタル」なのに「購入」表記は欺瞞。恒久的かつオフラインでの使用不可コンテンツに対しカルフォルニア州にて「購入」表記禁止へ”

" 近年増加しつつあるユーザーに対しコンテンツへのアクセス権を付与する形でのオンライン販売を念頭に、恒久的かつオフラインでの使用が不可能なコンテンツに対し「購入」表記を禁止する法案が米国カルフォルニア州にて制定されました。"

YAHOO!ニュース 2024-09-27 23:30
https://news.yahoo.co.jp/articles/fd2afb81fcaee78b238936811c576143026a667b



探索に関する雑学

そもそも、電子マネー等は、

相続の対象になるのか



スマートフォン



タブレット



パソコン



探索に関する雑学

電子マネー

※物理板 + アプリ版それぞれの探索が必要

Balance ¥2,453

Balance ¥7,279

Balance ¥4,860

- Suica の中の残高は、相続 できる
- PASMO の中の残高は、相続 できる
- WAON の中の残高は、相続 できる
- nanaco の中の残高は、相続 できるようになった

旧nanacoカード会員規約第12条3（退会および会員資格の喪失）※現在は削除※
会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のnanaco電子マネーサービスを利用できなくなります。
この場合、nanacoカード内残高およびセンター預り残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

- PayPay の中の残高は、相続 できる

スマートフォン

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

73

探索に関する雑学

鉄道系会社のポイント（例：JREポイント）

えきねっと [便利な使い方](#) | [JRE POINTサービス](#) | [ご利用ガイド](#) | ログイン中 | 9,561 ポイント | ログアウト |

JRきっぷ | JRツアー／宿だけプラン | 駅レンタカー

特急「いなほ号」運休に伴う取り扱いについて

新幹線・JR特急列車を探す

えきねっとでは一部、お取扱いができない私鉄の駅がございます。

> [JRE POINT特典申込はこちら](#)

> [運賃割引のご利用方法はこちら](#)

乗車駅 駅名 降車駅 駅名

+ 経由駅

マイページ

- > JRきっぷ申込 確認・変更・払戻・領収書
- > JRツアー申込 確認・取消・領収証
- > 会員情報の確認・変更／退会

えきねっと <https://www.eki-net.com/>

スマートフォン

タブレット

パソコン

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

74

37

探索に関する雑学

ECサイトのポイント（例：アマゾン）

アカウント > 残高・利用履歴を確認する

残高・利用履歴の確認

アカウントに登録

法人向けAmazonギフトカードのダウンロードと注文履歴

ギフトカード関連のリンク

Amazonギフトカードの購入

Amazonギフトカードの使い方

ギフトカードの残高:

¥1,000

Amazonギフトカード（チャージタイプ）

Amazonギフトカードを登録する

有効期限ごとのギフトカード残高

¥1,000 2034/10/03

Amazonポイント dポイント

ポイント残高

ご利用可能ポイント: **44,219**

通常ポイント: 44,219 期間限定ポイント: 0

▼ 通常ポイントについて 期間限定ポイントについて

獲得予定ポイント: 19

獲得予定ポイントは右支払いにはご利用いただけません。原則として、獲得予定ポイントは、商品の発送日を目安にご利用可能ポイントに変わります。獲得予定ポイントの詳細

アマゾン・ギフトカード
→ 相続 **できる**

アマゾン・ポイント
→ 相続 **できない**



スマートフォン



タブレット



パソコン

F

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索に関する雑学

航空会社のマイレージ（例：ANA）

ANA Inspiration of JAPAN

国内 海外 ショッピング&ライフ マイレージ

マイル 537,038

ANA SKY コイン 51,000

プレミアムポイント / ANAグループ運航便分 83,090 / 66,274

アップグレードポイント 42

キーワード #旅行・宿泊クーポン #マイルを使う #ANAマイレージクラブ #キャンペーン #添乗員同行 #家族旅行

予約 運航状況 国際線予約確認 海外ツアー予約確認 チェックイン

航空券 航空券 + 宿泊 特典航空券 ホテル レンタカー アクティビティ 現地ガイド同行

全日本空輸株式会社 <https://www.ana.co.jp/>

マイル

→ 相続 **できる**

期間制限に注意

ANA SKY コイン

→ 相続 **できない**

プレミアムポイント

→ 相続 **できない**

アップグレードポイント

→ 相続 **できない**



スマートフォン



タブレット



パソコン

F

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索に関する雑学

クレジットカード会社のポイント（例：AmericanExpress）

AMERICAN EXPRESS

ご利用代金明細書

4 / 6 ページ

様

会員番号

明細書作成日 (締め日)

2024年9月21日

メンバーシップ・リワード・ポイント・インフォメーション

今回ご案内の集計期間：
2024年8月15日～2024年9月14日

前回の特典交換 可能ポイント	今回の 獲得ポイント	今回の ボーナス・ポイント	今回の 調整ポイント	今回の特典 交換済ポイント	現在の特典交換 可能ポイント
942,028	10,634	1,880	0	0	954,542

今期プログラム年度：2023年11月17日から2024年11月16日まで

【ポイント集計期間】は【ご利用代金明細書作成対象期間】とは異なります。

お客様のポイントに有効期限はありません。
最新のポイント獲得状況および交換アイテムはウェブサイトにてご確認ください。
www.americanexpress.co.jp/point



AMXのポイント
→ 相続 できない



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索に関する雑学

クレジットカード会社のポイント（例：DinersClub）

ご利用代金明細書

Diners Club INTERNATIONAL

三井住友トラストクラブ株式会社
〒104-6035 東京都中央区晴海1丁目8番10号 トリトンスクエアX棟
登録番号 T9010701015972

発行日 2024年9月18日

1 / 2

お支払日 2024年10月10日

お支払額 円

カード会員名

住所

カード名称

会員番号

※個人情報保護のため、一部の情報を非表示にしています。

リワードプログラム&インフォメーション

獲得ポイント	1,355,783P
使用ポイント	13,778P
調整ポイント	0P
使用可能ポイント	1,368,146P

※獲得されたポイントに有効期限はありません。ポイント交換賞品はクラブメニューの「リワードプログラム」メニューでご確認ください。

引落先銀行

金融機関	みずほ銀行
支店	***
口座種別／番号	普通預金／
口座名義	

※お支払日により上記口座から引き落とさせていただきます。
お支払日の前日までに残高確認をお願いします。



DNCのポイント
→ 相続 できない



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索に関する雑学



デジタルなんとかは、全て相続財産になる可能性が、

ある

と、考えた方が良い。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

79

探索に関する雑学



デジタルなんとかが相続財産になるか否かは、

1. 先ずは、**実際に探索し発見**する
2. **後から**相続財産から**除外する**

方が良いかもしれない

※初めから探索対象から除外すると、**壮大到事故る可能性が高い**。
先ずは、全力で「**全てを探索する気合い**」が重要。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

80

探索に関する雑学



デジタルなんかを探索するとしても、

どこから手を付けよう・・・。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

81



82

探索のための探索

デジタルなんかを探索する入口の探索



スマートフォン



タブレット



パソコン



NAS & クラウド

その他の記録媒体 例



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索のための探索

身近なアカウント系

- PC/スマートフォン/タブレット
- 電子メール
gmail, 等
- チャット
WhatsApp, 等
- SNS
facebook, X, Instagram, LinkedIn
- 電子お薬手帳
- 動画配信サービス
Netflix, Hulu 等

ポイント溜まる系

- クレジットカードの利用ポイント
Diners Club, American Express 等
- 航空会社のマイル
NH, JL, SQ, GA 等
- E Cサイトのポイント
Amazon, Rakuten, えきねっと 等

金融口座系

※いわゆる銀行や暗号資産関連

- 普通の銀行のオンラインアカウント（国内）
- 普通の銀行（国外）
DBS, OCBC, OCBC-NISP, BNI 等
- ネットのみ銀行（国内）
JRE銀行, 楽天銀行, SBI新生銀行 等
- ネットのみに限らず銀行（国外）
- ネットのみ証券（国内）
SBI証券, 楽天証券, DMM.com証券 等
- ネットのみに限らず証券（国外）

電子マネー系

- 交通系電子マネー
suica, pasmo 等
- 流通系電子マネー
nanaco, waon 等
- 決済系電子マネー
PayPay, Rakuten Edy 等
- ギフトカード系
amazon, apple, google 多数

ストレージ系

- クラウドサービス

送金系

※国内外の送金のみを目的とした金融機関

- wise <https://wise.com/>
- Jcoin <https://j-coin.jp/>
- PRIN <https://www.pring.jp/>
- COTRA <https://www.cotra.ne.jp/> 等

権利系

※要注意※

- 配信していた動画コンテンツ
※被相続人が配信事業者だった場合は著作権等に注意
収益化されている可能性有
◎デジタルコンテンツを漏らしがち
- NFT（デジタルアート等）
OpenSea, Rarible 等
- DAO（分散型自立組織）
地方創生系 等

残念ですが
人力で探してください

残念ですが
人力で探してください

※ 他にも多数存在する。

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所



85

探索のさわりを少しだけ

被相続人等の本人が使用していた、



端末に入るための認証情報



86

探索のさわりを少しだけ

デジタルなんかを探索する場合、

被相続人等の本人が、
自らメモ等で認証情報などの
探索のヒントを残してくれていないと
全てを発見することは**絶対に無理**。

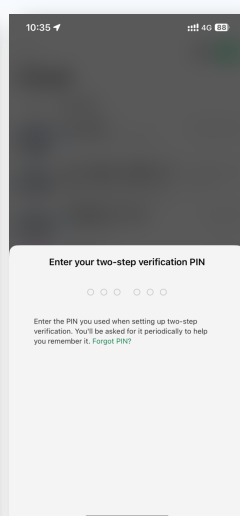
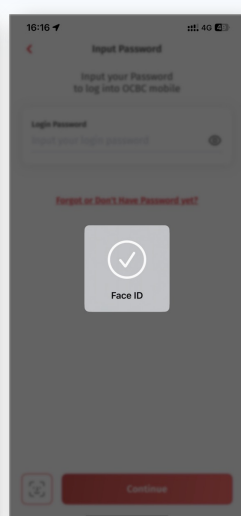
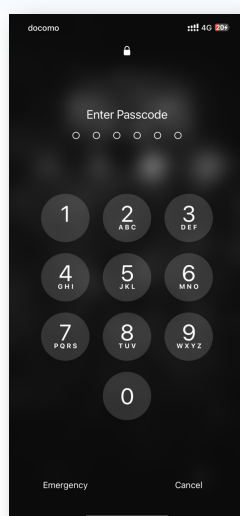


日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

87

探索のさわりを少しだけ

スマートフォン・タブレット端末・パソコン①



**本人が、パスコードなどの
認証情報を残していないと
探索困難確定。**



スマートフォン



タブレット



パソコン

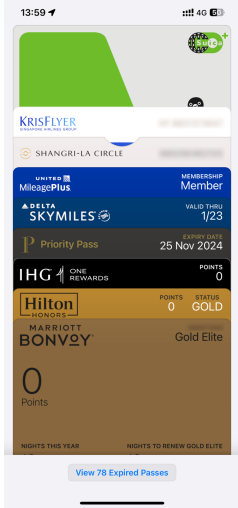


日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

88

探索のさわりを少しだけ

スマートフォン・タブレット端末・パソコン①



スマートフォンに入れると
本人の取引履歴を、
文字通り、
手に取るように探索できる。



スマートフォン



タブレット



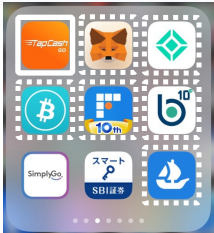
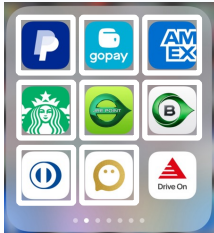
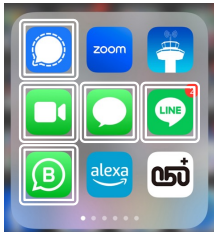
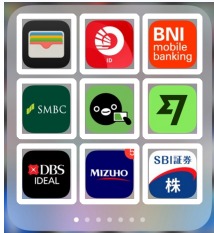
パソコン



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索のさわりを少しだけ

スマートフォン・タブレット端末・パソコン②



☐ 暗号資産以外の金融系アプリ
☐ 暗号資産の金融系アプリ
☐ チャットアプリ

全て開いて確認する



スマートフォン



タブレット



パソコン



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索のさわりを少しだけ

スマートフォン・タブレット端末・パソコン①

13:57

Google Authenticator

Search...

Amazon: 010 105

Box: 126 718

Dropbox: 181 196

eM Client: 793 524

Microsoft: 492 025

Notion: 784 162

Parallel: 611 444

PayPal: 178 431

13:57

IDEAL Digital Token

Login to your IDEAL account

Use this as your IDEAL Security Access Code

2709 0949

17

The code will be automatically regenerated after the time expires

Done

13:57

ワンタイム

三井住友トラストクラブ

31165121

19 COPY

▶ お困りの際はこちら

▶ For HELP

シリアル No: 526370249
有効期限: 2031/05/30 00:00 (日本時間)

認証系アプリが開けると、次の段階に進める。

スマートフォン

タブレット

パソコン

H

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

91

探索のさわりを少しだけ

携帯電話の物理SIMカード①

※絶対に、いきなり解約しないこと！

原則として、そう簡単には同じ電話番号で復活させることはできない！

携帯電話会社の契約を理解しておくこと

※ 超重要 ※

契約1 音声通話回線（+SMS）の契約

契約2 データ通信回線の契約

※ 超重要 ※

契約3 その他付属するサービス契約

← 絶対にいきなり解約しない！
SMSを使った認証ができなくなる！

← 解約しても1mmも困らない

← 固定IPサービスは絶対に解約しない！
接続元IPアドレス認証ができなくなる！
※契約内容をよく確認すること

SIMカード

H

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

92

46

探索のさわりを少しだけ



国外資産の探し方



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

93

探索のさわりを少しだけ



国外資産を探索する入口の探索 ①



パスポート

国外資産を形成するために、**通常1回は本人確認のために現地に出向いている可能性大**

- パスポートのスタンプを確認する（日本を含め**押印省略の国が増えている**点に注意）
- **必ずスタンプが無い出入国履歴もあるはず**と考えるべき

例 日本・シンガポールを100往復しても、スタンプは原則ゼロ

パスポートのスタンプからは確認できない出入国履歴を確認する方法

- 1 日本国籍者の場合は**出入国在留管理庁**に開示請求してみる
- 2 **航空会社**に国際線の搭乗履歴を照会してみる
- 3 **チャットアプリ**の履歴からそれらしき文字列をひたすら検索してみる など

※雑学※ 一度も出向かずに口座開設できる銀行もあることに注意が必要

方法1 エージェントを介して口座開設する方法

方法2 非居住者でもフルオンラインで口座開設できる銀行 など



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

94

探索のさわりを少しだけ

国外資産を探索する入口の探索 ②

国外の銀行等の口座が見つかった場合は、開設理由を考えてみる

可能性 1 転勤等で在留期間がある場合は「生活決済目的」だったかもしれない

- 生活圏内に他の資産が有るかもしれない
- 離任等の時に閉鎖し忘れているだけかもしれない
- ※長期間放置＝預金金利次第では残高が爆増している可能性あり

可能性 2 在留期間の有無に関わらず、運用目的（資産隔離目的）かもしれない

- 確実に運用益があるはず

司法書士の思考過程 例

- 1 国外の金融機関であっても、通常、預金には金利が発生するはずだ
- 2 金利は金融所得税の対象なので、必ず国税を納税しているはずだ
- 3 納税記録をみれば、納税地（登録されている住所）を確認できるはずだ
- 4 納税地を管轄する税務当局に「他の納税履歴の有無」も照会する事もできそうだな
- 5 最後は口座を閉鎖しておいてあげるか（権限の有無に注意）

パスポート

H

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索のさわりを少しだけ

国外資産を探索する入口の探索 ③ OCBCの定期預金

Financial

Savings Investment Loan

Choose Currency IDR

Saving Account

Total Balance IDR

Tanda360Plus-S

Active Balance IDR

Time Deposit 定期預金

Total Time Deposit Balance IDR

Time Deposit

Time Deposit Balance IDR

Time Deposit

NEW! You can connect investment to Life Goals so you can stay on track. Check the detail here.

定期預金 1

Total IDR

Maturity Date 17 Apr 2025

定期預金 2

Total IDR

Maturity Date 27 Aug 2025

定期預金 3

Total IDR

Maturity Date 26 Jun 2025

Time Deposit

DEPO IBMB IDR 12BL

Total Assets IDR

Connect to Life Goals

Product Information 満期

Starting Date 27 Aug 2024

Maturity Date 27 Aug 2025

Your remaining Deposit duration is 329 days. Make sure you complete the deposit duration to avoid penalty fee.

Principal Amount IDR

Tenor 12 months

Interest Payment 12 months

Interest Rate (Gross per Annum) 年率 5.0%

Maturity Instruction Non-Auto Rollover

Principal Amount IDR

Tenor 12 months

Interest Payment 12 months

Interest Rate (Gross per Annum) 年率 5.0%

パスポート

スマートフォン

H

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

探索のさわりを少しだけ

国外資産を探索する入口の探索 ④ OCBCの定期預金

22:24 4G

Withholding Tax Slip

Tanda360Plus-S

Period

All Periods

2024

September 2024

August 2024

July 2024

全ての納税申告書をダウンロードして取引履歴と確認してみる

※納税申告書をみればいろいろな事が分かる

← 金融所得税の申告書がPDFでダウンロードできる



パスポート



スマートフォン

H

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

97

探索のさわりを少しだけ

国外資産を探索する入口の探索 ⑤ OCBCの普通預金

31 August 2024

PAJAK/TAX- 2,568.00

JASA REKENING/ACCOUNT INTEREST- +12,840.00

アプリ内で確認した出入金履歴

2024-08-31 税引前発生利息 IDR 12,840.00

同日 税金控除 IDR 2,568.00

※税引前と納税額が個別に計上されている

※日本の多くの金融機関の場合、税引後受取金利しか記帳されない？

実際にダウンロードした納税申告書



パスポート



スマートフォン

H

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

98

49

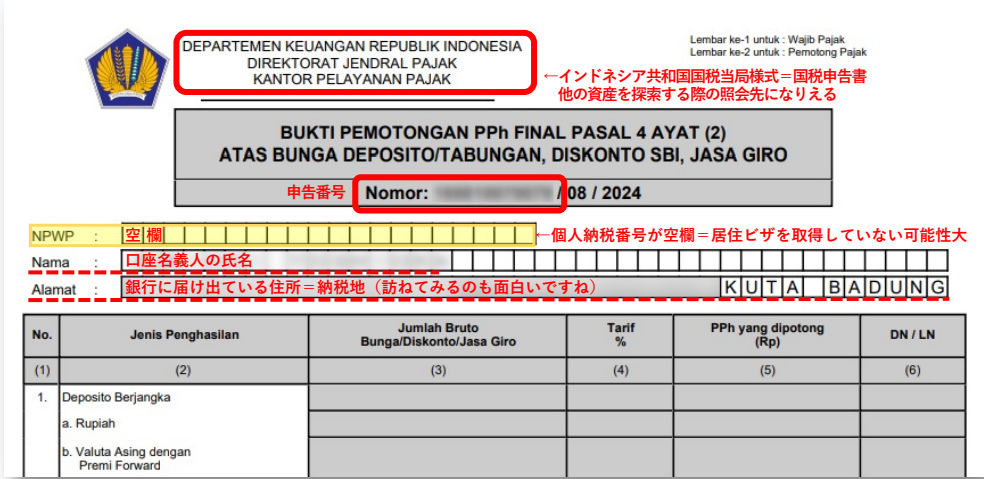
探索のさわりを少しだけ

国外資産を探索する入口の探索 ⑥ OCBCの普通預金




パスポート


スマートフォン



DEPARTEMEN KEUANGAN REPUBLIK INDONESIA
DIREKTORAT JENDRAL PAJAK
KANTOR PELAYANAN PAJAK

Lembar ke-1 untuk: Wajib Pajak
Lembar ke-2 untuk: Pemotong Pajak

—インドネシア共和国国税当局様式＝国税申告書
他の資産を探索する際の照会先になりえる

BUKTI PEMOTONGAN PPh FINAL PASAL 4 AYAT (2)
ATAS BUNGA DEPOSITO/TABUNGAN, DISKONTO SBI, JASA GIRO

申告番号 Nomor: / 08 / 2024

NPWP : 空欄 —個人納税番号が空欄＝居住ビザを取得していない可能性大

Nama : 口座名義人の氏名

Alamat : 銀行に届け出ている住所＝納税地（訪ねてみるのも面白いですね） K U T A B A D U N G

No.	Jenis Penghasilan	Jumlah Bruto Bunga/Diskonto/Jasa Giro	Tarif %	PPh yang dipotong (Rp)	DN / LN
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1.	Deposito Berjangka				
	a. Rupiah				
	b. Valuta Asing dengan Premi Forward				

実際の納税申告書



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

99

100

50

マニアックな情報を2つ

携帯電話の物理SIMカード②

実例あり！！

※ 必ず一度は、専用デバイスでデータが書き込まれていないか確認すること



SIMカード

- ・SIMカードには、通信会社の情報や電話番号等の情報が記録されている
- ・実は、密かに**ユーザーがデータを自由に書き込みできる領域が存在する**
- ・一部の端末では、アドレス帳等を記録しようと思えばできる（機種変更時の移行が瞬殺でできる）
- ・原則として、マニアックなツールを使わなくても、データの読み書きができる

秘匿しておきたい認証キー等を、物理SIMカードに記録している人が実在する

※少なくとも3人は知っている。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

101

くそマニアックな情報を2つ

カセットテープなどのレトロな媒体

実例あり！！

※ 不運にも、見つけてしまった場合、必ず一度は、専用機器でデータが書き込まれていないか確認すること



カセットテープ

- ・カセットテープに**データを記録することもできる**
- ・自身が保有する資産の場所や認証情報、その他見つけ出すための手が係などを
- ・**貸金庫等から出てきたカセットテープは特に注意**
- ・使い方1 専用ツールを使って「資産の場所や+認証情報を、**データ**で記録」する
- ・使い方2 いわゆるラジカセ等を使って「資産の場所や+認証情報を、**音声**で記録」する

（世代によっては）

まだ、秘匿しておきたい認証キー等をカセットテープに記録している人が実在する。

※少なくとも1人は知っている。



日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所

102



ご清聴有り難うございました。

Thank you for your attention.
Have a wonderful day!



日本司法書士会連合会
司法書士総合研究所
D X 推進研究部会

添付資料2

司法書士が AI について知る必要性

近年、人工知能（AI）の発展は急速に進み、多くの分野でその導入が進められている。司法書士業務においても、AI の活用が議論されるようになり、司法書士業務に特化した AI の開発が注目されている。本稿では、AI 技術の基本的な仕組みを概説し、司法書士が AI についての知識をもつことの必要性を議論する。

AI 技術の発展の背景には、深層学習（ディープラーニング）の飛躍的な進歩がある。1956 年のダートマス会議で「人工知能」という概念が提唱されて以来、1980 年代のエキスパートシステム、2000 年代以降のディープラーニングといった技術革新を経て、2017 年には「Transformer」モデルが発表され、自然言語処理の精度が大幅に向上した。この技術を基盤とする ChatGPT の登場により、AI の存在が司法書士業務への応用をより具体的にイメージできるようになった。

AI 研究では、ドメイン特化の AI 開発ということが盛んに議論されている。ドメイン特化とはある業種に特化という意味であり、よく議論に挙がる分野として、金融、医療、法律の 3 つがある。これらの分野は、AI の学習のためのデータが比較的準備でき、また、応用の幅も広く大きな利益をもたらすと考えられている。そのため、司法書士業務もドメイン特化の AI 開発の対象になるのも時間の問題である。

もし、司法書士業務の AI 開発が司法書士以外のものに行われた場合どのようなことになるか？当然、司法書士業務についての知識や経験がないため、AI の性能はイマイチなものになるであろう。登記申請は権利関係を正確に登記記録に反映させる行為であり、その正確性を司法書士が長年担保してきたため、現在、不動産取引において登記記録を疑うことは滅多にない。しかし、司法書士以外のものの手によって開発された AI が登記申請を行うようになり、その性能が不十分であった場合、登記記録が取引の安全を担保するに至らないものになる可能性も考えられる。この場合の社会全体の損失は計り知れない。

このような事態を防ぐためにも、司法書士業務に関する AI は司法書士自身が行う必要がある。さらに、司法書士分野の AI 開発については、司法書士が最先端であり、司法書士以外のものが司法書士分野特化の AI 開発を行う気が生じないほどの実績と経験を有することができれば、司法書士の業務が AI に奪われるという杞憂もなくなる。

司法書士が AI 開発を行う場合の最大の問題点は、司法書士が AI については、圧倒的に情報弱者であることである。司法書士が司法書士業務特化 AI を開発しようとした場合、おそらく AI の研究機関やベンダーに依頼することになる。このとき、相手方は当然 AI についてのエキスパートであり、知識、経験等は司法書士の比ではない。情報格差がある場合、両者の間で会話が成立せず、正確な情報のやり取りができない。さらに悪いことに両者が日本語で会話をするため、会話が成立していないことを認識できていないこともある。AI の開発は日々進歩しており、まだまだ発展途上である。そのため、開発元と依頼者の間での正確なコミュニケーションが成果物、つまり AI の性能に直結する。そのため、司法書士が AI についての正確な知識を有し、AI 技術者とコミュニケーションを正しく行うことが必須となる。

また、情報弱者である場合の弊害として、分からないもの、知らないものに対して、万能感や恐怖心を持つことや、意識的に避けてしまうことがある。死後の世界は未知なものとして、常に人類の傍に存在するものであるが、その未知であるが故、天国等の解答を創りだし、安心しようとする試みは世界中で行われている。程度の差はあれど、AI に対しても、AI についての知識や理解の程度によって、様々な反応があり、極度の拒絶や万能感を抱く人が存在する。この弊害を取り除く一番の方法は正しい知識をもち、理解することである。

今後、司法書士分野の AI 開発は必ず行われるが、そのとき司法書士はどのような対応をするのか？司法書士以外が AI 開発を行い司法書士業務は AI に奪われ、司法書士は駆逐されるのか、それとも、司法書士がリーダーシップをとり、より良い方向へ導くか、それは今後の司法書士の行動にかかっている。

司法書士が AI についての正しい知識を得るために、chatGPT に代表される最近進歩が著しい大規模言語モデルの仕組みの説明を試みた。chatGPT は Transformer と呼ばれる深層学習モデルに基づいており、ある文章に続く単語の確率を計算し、その確率から後続の単語を選定し、この作業を繰り返すことによって文章を生成していく AI である。また、入力する文章も文字のまま扱うのではなく、文章を数字の組み合わせで表現し、AI へ投入することによって計算を行っている。

AI の性能は、AI のもつパラメータの数の大きさと学習データに依存すると言われてきた。しかしながら、最近では、学習に用いるデータは枯渇しているといわれ、AI を利用して学習データの作成が行われている。また、パラメータ数の大きいモデルを小さいモデルへの変換なども盛んに議論されており、AI 開発にも様々な変化が起きているようである。

登記申請 AI の開発についても検討し、最初の一步として、登記記録の要約 AI を開発すべ

きだと思われる。何故なら、登記記録は何処に何が記載されているのかが明確であり、学習データが用意しやすいためである。また、近年の登記義務化と合わせて一般国民に分かりやすい環境を提供することが急務であるからである。最初は、「所有者は誰ですか?」、「抵当権はありますか?」等、簡単な問題から始めるべきである。これらの問は司法書士には当たり前すぎて取るに足らないものであるが、一般国民からすればそれだけでも役に立つと思われる。

次に、「登記申請を AI で行えるか」については現在の AI は確率的に文章を生成しているため、確定した権利を一意的に登記記録に反映しなければならない登記と相容れないのではないかという疑問がある。これらは複数の AI を組み合わせることで可能ではないかと考える。例えば、申請者と対話することで登記申請に必要な情報を収集する AI、その情報から申請書と付属書類を作成する AI、申請書と登記記録を照合する AI、申請完了後の登記記録を申請者に確認する AI 等を組み合わせることである。また、最初からすべての登記申請を網羅する AI ではなく、より簡単な申請、例えば抵当権抹消登記で債権者、債務者、設定者に変更が全くないものから開発を始めるべきである。そこで知見を深め、徐々に可能な登記を増やしていく方策が良いと思われる。

ただし、どうしても例外は存在するため、ある程度の人の助けは必要であるが、ここでの問題は、例外ばかりを大げさに捉え、開発をしないことである。例外が 1% であり、AI で登記可能なものが 99% あれば、司法書士以外の開発者は登記申請 AI を開発するであろう。なぜなら、99% 可能であればビジネスとしては十分収益を確保できると判断する可能性があるからである。司法書士が例外の 1% を問題視して躊躇している間に先を越されては意味がない。

本人確認、意思確認についても現在は人によっているが、今後どうなっていくか不明確である。社会はデジタル化へ向かっているため、デジタル化の中での本人確認、意思確認の方法が議論されていくであろう。その中で、新しい方法が提案され、法令化し、裁判例が出て、世論が形成されれば、本人確認、意思確認も人が行うことは例外を除いては無くなるかもしれない。その場合、登記申請もほとんどが AI で可能となろう。

以上のように司法書士業務特化の AI 開発とその問題点について議論してきた。その一番の問題点は司法書士が AI についてあまりにも情報弱者であることである。司法書士は仕事の性質上、情報強者として依頼人と接しているが、司法書士自身が情報弱者となった場合に、どのように行動するのが利益を最大化するのかを自覚する必要がある。その一步は間違いなく正しい知識を得て正しく理解をすることである。

添付資料3

1. DFFT とは

DFFT（Data Free Flow with Trust、信頼に基づく自由なデータ流通）は、デジタル経済における国際的なデータ流通の仕組みを推進するためのコンセプトである。これは、日本が 2019 年の G20 サミットで提唱したもので、国境を越えたデータの自由な流通を促進しつつ、プライバシーやセキュリティに関する懸念に対処するための信頼性を確保することを目指している。

DFFT の基本的な考え方は、データの国際的な流通を制限せず、データのフローが経済成長やイノベーションを促進すると同時に、個人のプライバシー保護やサイバーセキュリティなどの重要な問題に対処するというもの。自由なデータの流通と信頼性を両立させることが鍵となる。これにより、デジタル経済のグローバルな拡大が促進され、企業や個人がデータを安全に活用できる環境が整えられることを目指している。

現在、DFFT は G7 や G20 などの国際フォーラムで議論されており、各国政府や企業、技術者がその実現に向けた取り組みを進めている。特に、2023 年の G7 広島サミットでは、DFFT の推進が主要な議題の一つとなり、デジタル経済における国際的な協力の必要性が強調された。

2. 直近の動向

令和 6 年 5 月 2 日、3 日 OECD（経済協力開発機構）閣僚理事会において広島サミットの承認を受けて設立した DFFT/IAP（the Institutional Arrangement for Partnership）：DFFT 具体化のための国際メカニズム）の方針及び国際データガバナンスに関する議論を行った。

令和 6 年 9 月 13 日 G20 デジタル経済大臣会合において、デジタル公共インフラの基礎となるデータ共有に関する相互運用性を確保すること等によって、公共部門・民間部門が共により包摂性を引き出すということで一致した。またこの文脈で、国境を越えたデータフローと、信頼に基づく自由なデータ流通（DFFT）を実現することの重要性を再確認した。

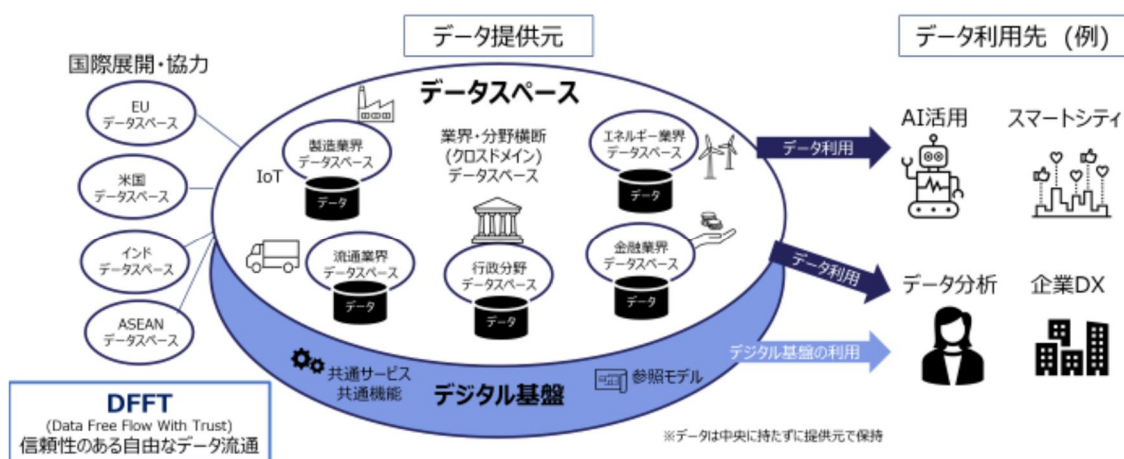
令和 6 年 10 月 15 日 G7 デジタル・技術大臣会合において①公的部門における AI ツールキット、②デジタル政府に関する大綱、③デジタル・アイデンティティ・マッピングエクササイズ、④広島 AI プロセスにおける「AI 開発者向けの行動規範のモニタリングのための報告枠組み」に関する議論が行われた。今年のイタリア議長年では、DPI（Digital Public Infrastructure／デジタル公共インフラ）についての議論が G7 において初めて実施された。これによりデジタル政府への移行が推進されるものと思われる。

また、国際会議のみに留まらず、日本はイギリス、ベルギー、オランダ、フランス、サ

ウジアラビアなど各国との間で専門家会議など個別の協議も実施している。

3. 自由なデータ流通を実現する仕組み（データスペース）

データスペースとは、独立行政法人情報処理推進機構デジタル基盤センターによると、国境や分野の壁を越えた新しい経済空間、社会活動の空間のことで、近年主に欧州で注目されている概念です。国、組織を超えてデータを連携できるルールや仕組みを整備し、これまで以上に「多種多様」で「信頼性のある」大量のデータを利用できるようにすることで、新しいサービスの創出や、既存サービスの高度化を目指すことを目的としたものである



出展 独立行政法人情報処理推進機構 デジタル基盤センター

また、データスペースの特徴はデータ提供元がデータの権利を保持し続ける「データ主権」、共通のデジタル基盤を利用することで誰もがデータを活用することが可能な「公平性」、データ提供元と相互に信頼性を確保した上でのデータ転送/アクセス可能な「相互運用性」などとされている。つまり、各企業や団体が保有しているデータを当該企業や団体が許容する範囲で他社による利用を可能とする仕組みである。各企業が保有するデータの形式や定義、プロトコルなどは各々の企業のシステムによって異なっているところ、その差異を埋めて共通利用に適した形にするものである。

4. データスペースに関する事例

各国間、各業界でデータスペースに関する検討が進んでいるが、例としてその一つである医療データの利活用に関する検討状況を紹介する。

医療データスペースに関してはEUが先行しており、一般社団法人次世代基盤政策研究所の資料によると

現在 EU 全域 4 億 4 千万人の健康医療データについて、EU 加盟国内で国境を跨いだデータ共有を実現する仕組みが検討されている（EHDS：European Health Data Space）。各国間は EHDS を通じて標準化される交換フォーマットを利用することで、異なる国の異なる言語で利用されているデータについても国境を越えて利用することを可能とするものである。EHDS は 2022 年に法案が提出され、2024 年 3 月 15 日、EU 理事会（閣僚理事会）と欧州議会は暫定的な政治合意に達した。

我が国においても、どの医療機関で受診しても最新の医療データ（電子カルテ、検査情報、処方情報など）にアクセスして治療を受けることを可能とする＜一次利用＞、医療データの蓄積により適切な医療政策の策定、医学研究の推進、医薬品医療機器等の開発を推進する＜二次利用＞の実現を目指し、2022 年に首相をトップとする医療 DX 推進本部が設置され議論が進められているが、以下のような解決すべき課題がある。

1. EHDS のような基盤システムのグランドデザインが存在しない
2. 個人情報保護法では情報活用個人の同意を要件としている。
3. 国民各自のデータを結合するためのキー ID が存在しない。

特に法制面では個人情報の保護に関する法律第 18 条に、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」とあり、また同法第 21 条には「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。」とあるため、医療に関するデータの取り扱いについては今後、特別法制定の検討を行うこととなった。

前述の EHDS は、基準を満たした域外の国や企業等の参加も認めており、それによる創薬等の効率化や産業の活性化も期待されている。我が国も国際的水準に後れをとらないようにするために取り組んでいく必要がある。

5. 司法書士業務への影響

2025 年 1 月 5 日、デジタル庁が 2026 年に約 500 万の企業の登記情報を集約したデータベースを稼働させるという記事が公表された。自治体との間でデータ流通をおこない、各種届出にかかる事務負担の軽減することを目的としている。現在、デジタル庁は省庁や自治体など様々な機関がばらばらに扱う公的情報を管理するデータベースの整備を進めており、今後、法人の商業登記だけでなく、不動産登記や住所のデータベース化を進めていく計画もあるらしい。これは国と自治体間の話であるが、もっと未来では民間との接続や国際間データ流通が進み、例えば外国会社の登記の在り方なども変わってくるのかもしれない。

民民間のデータ流通を考えてみると、やや飛躍した話になるが、例えば全国の司法書士事務所、土地家屋調査士事務所間をデータスペース化して、各事務所が保有する情報、例えばA氏が不動産を購入した際の本人確認記録や権利情報を、数年後にA氏が同一不動産を売却する際の補助情報として利用することで取引の安全性を高めることができたり、また、海外の公的機関と接続することで渉外案件をスムーズに進められたりといった具合に、様々な変革が考えられる。

将来的には商業登記、不動産登記の完全オンライン化も普及していくと思われるが、さらにその先に何があるのかを見据え、よりよい社会づくりに貢献するために、研究をつづけていく必要があるだろう。

参考資料

G7 デジタル・技術大臣会合の開催結果 (<https://www.digital.go.jp/news/53ed2e40-a8be-4249-869d-e94f4f9a28fa>)

G20 デジタル経済大臣会合の開催結果 (<https://www.digital.go.jp/news/090e182a-d2f8-43b0-b721-419431e4eec5>)

河野デジタル大臣が2024年 OECD 閣僚理事会に出席しました

(<https://www.digital.go.jp/news/38c9989c-6023-4c29-bcc6-125734cf756f>)

日本・英国 デジタル政府分野 第2回専門家会合開催

(<https://www.digital.go.jp/news/8ae90604-f5ab-4935-bc9e-aa7df2092cf0>)

独立行政法人情報処理推進機構 データスペースの推進

(<https://www.ipa.go.jp/digital/data/data-space.html>)

2024年11月25日 内閣府規制改革推進会議資料

2024年12月26日 一般社団法人次世代基盤政策研究所「デジタル行政改革資料」

添付資料4

日本におけるリーガルテック発展のための規制の在り方と提言

第1 はじめに

リーガルテックは、法律分野における技術革新を指し、効率化、透明性の向上、コスト削減、司法アクセスの改善を目的とした革新的なサービスやプラットフォームを提供している。日本において、この分野が「法の支配」を維持し、法律家への信頼を高めつつ、利用者の司法アクセスを促進する形で発展するためには、適切な規制の設計が必要である。以下では、シンガポール、タイ、フィリピンとの比較を通じて、日本における規制の在り方を検討し、提言を行う。

第2 諸外国におけるリーガルテック規制の現状

1 シンガポール

(1) 状況

シンガポールはアジアのリーガルテックの中心地として急速に発展している。政府の支援、強力な法的枠組み、国際的なビジネス環境により、リーガルテックのスタートアップや法務関連の革新が盛んである。

例えば、シンガポールは、裁判所や法律事務所のデジタル化を積極的に推進している。オンラインでの訴訟手続きや、e-Discovery（電子証拠開示）の導入が進んでおり、裁判手続きの効率化を図っている。

また、リーガルテック企業の成長も注目される。シンガポールには、契約管理、文書レビュー、AI（人工知能）による法的リサーチ、コンプライアンスツールなどを提供する企業が数多く存在している。

政府においても、LegalTechを促進するためにさまざまなプログラムや資金援助を提供しており、リーガルテックの普及を目的としたイニシアチブを展開している。例えば、2022年7月19日、シンガポール法務省は、法律業界のデジタル化を支援する取り組みの一環として、法律技術プラットフォーム・イニシアチブ（LTPI）を立ち上げた。LTPIは、リーガルテクノロジープラットフォーム、LTPI資金プログラム及び業界関与イニシアチブによって構成されている。

(2) リーガルテック関連の規制

シンガポールでは、リーガルテックの発展を妨げない柔軟な規制が敷かれている。例えば、プライバシーとデータ保護に関して、シンガポールでは個人データ保護法（Personal Data

Protection Act: PDPA) が適用され、個人データの収集、使用、保存に厳しい基準が設けられている。リーガルテック企業は、データ保護コンプライアンスを遵守しながら、顧客情報や機密データを安全に扱う必要がある。

また、スマート契約は合法的に認められているが、契約内容が現行法に準拠している必要がある。

さらに、AI を活用したリーガルテックツールは、透明性と公平性を求められる。AI の判断に偏りがないか、適切な監査手順があるかなどが重要である。この点、シンガポール政府は AI 倫理とガバナンスのフレームワークを策定しており、リーガルテック分野にも適用される。

この他、リーガルテックツールを提供する企業が法的助言を行う場合、弁護士資格が必要になる可能性がある。法律サービスを提供する際の役割が明確に規定されている。

2 タイ

(1) 状況

タイでは、AI 技術の活用が進んでおり、特にリーガルテック分野においても AI の導入が注目されている。

また、タイでは、司法システムをデジタル化して効率を向上させるべく、D-Court (Digital Court) 政策が行われている。例えば、電子ファイリング (e-Filing) としてオンラインで訴訟書類や証拠の提出ができ、ポータルサイトを使用して新しい訴訟を提起することも可能である。また、電子裁判 (e-Trial) として一部の裁判手続きや証人尋問をオンラインで実施することも可能である。

(2) リーガルテック関連の規制

タイでは、リーガルテックの規制はまだ初期段階にあるが、電子署名法や電子取引法などの法整備が進んでいる。また、タイ弁護士会はオンライン ADR (Alternative Dispute Resolution) プラットフォームの普及を進めている。

タイ政府は AI の利用に伴うリスクと機会の両面を考慮し、適切な規制の整備を進めている。

2022 年 10 月、デジタル経済社会委員会事務所 (ONDE) は「人工知能システムを使用する事業者に関する勅令案」を提案した。この勅令案では、AI システムをリスクレベルに応じて、許容不可能なリスクを有する AI、高リスクの AI、限定リスクの AI の 3 つに分類している。

3 フィリピン

(1) 状況

フィリピンのリーガルテックは、主に文書管理、電子証拠開示、訴訟管理に使用されている。これらのツールは、法律事務所や法務部門が業務を効率化し、コストを削減し、法務文

書の正確性とアクセス性を向上させるのに役立つ。

例えば、クラウドベースのソリューションにより、弁護士はリモートでファイルにアクセスでき、今日のモバイル化とペースの速い環境において利点となる。また、自動化ソフトウェアは法的文書の作成と管理を支援し、人的ミスを最小限に抑え、法務専門家がより戦略的なタスクに集中できるように貴重な時間を節約する。

フィリピンの法曹界も、法務分野における AI の可能性を模索している。AI は、法的結果を予測したり、法的調査を行ったり、さらには自動化された法的アドバイスを提供したりするために使用できる。しかし、AI は有望な利点を提供する一方で、倫理的な懸念、正確性や説明責任に関する疑問も生じている。

また、司法アクセスの向上を目的としたリーガルテックの導入が進んでおり、フィリピンでは、「A Strategic Plan for Judicial Innovations 2022-2027」(SPJI)が策定されている。この計画は、効率性の向上、司法アクセスへの向上、情報通信技術 (ICT) の導入が柱となっており、特に情報通信技術 (ICT) の導入の分野では、裁判手続に ICT を組み込み、AI を活用した音声からテキストへの転写ソフトウェアの試験運用や、電子裁判所 (e-Court) システムの再開発などが進められている。フィリピン最高裁判所によると、実際、民事手続の一部では、全ての手続をオンラインのみで完結させることが可能とのことである。

(2) リーガルテック関連の規制

フィリピンのリーガルテックにおいては、特に仮想通貨やデジタル資産に関連する技術とその規制が注目されています。フィリピン証券取引委員会 (SEC) は、仮想通貨分野の監督を強化するため、新たな規制案として、「仮想資産サービスプロバイダー (CASP) ルール」を発表した。ここでは、仮想資産の販売を行う際、マーケティングや公開販売の 30 日前までに SEC に詳細な情報提供書を提出することが義務付けられている。また、証券と見なされる仮想資産は、公的提供前に登録申請を通じて SEC の承認を受ける必要がある。さらに、仮想資産を提供または取引する事業者には、厳格なマネーロンダリング防止 (AML) 規制および SEC 報告基準の遵守が求められ、不遵守の場合、罰金や禁固刑が科される可能性がある。

これらの規制強化は、仮想通貨市場の透明性と信頼性を高め、投資家保護と市場の安定に寄与することを目的としています。

第2 日本におけるリーガルテック規制の現状

1 状況

近年、日本のリーガルテック市場は急速に成長している。特に、契約管理や電子署名、AI を活用した文書レビュー、法律相談プラットフォームなどの分野で革新が進んでいる。また、大企業がリーガルテックを取り入れる動きが加速する一方、スタートアップも積極的に参入しており、独自のサービスを展開している。

リーガルテックの主な利用分野としては、契約書の作成、管理、レビューを効率化するツ

ールといった契約管理ツール、AI を活用して大量の契約書や法律文書を解析し、リスク要因や重要な条項を特定するサービス、法律専門職と一般ユーザーをマッチングする法律相談プラットフォーム、企業の法令遵守をサポートするコンプライアンス管理に関するツールなどが挙げられる。

2 リーガルテック関連の規制

まず、弁護士法が挙げられる。日本では、弁護士法により、法律業務は弁護士のみが行えるとされている。そのため、リーガルテックサービスが直接的に法律業務を代行することは制限されている。例えば、AI ツールが「法律相談」を直接提供する形態は規制対象となる可能性がある。

次に、個人情報保護法が挙げられる。契約書や法律文書には個人情報が含まれるケースが多いため、リーガルテック企業は個人情報保護法を遵守する必要がある。特に、クラウドサービスを利用する場合、データの保管先や第三者提供のルールに注意が必要である。

3 課題

このようなリーガルテックであるが、様々な課題があるものと考えられている。

第1に、弁護士法との整合性である。弁護士法では、法律業務は弁護士資格を持つ者に限定されており、AI を利用した契約書レビューや法的アドバイスを提供するサービスが、非弁行為に該当する可能性がある。

第2に、技術革新に対する法制度の遅れが考えられる。スマートコントラクトやブロックチェーン技術の活用に対する法的枠組みがいまだ整備されておらず、技術革新に法制度が追いついていないことが課題とされる。

第3に、信頼性の確保である。AI による判例分析や契約書作成における結果の信頼性や精度に対する懸念が考えられる。

第4に、市場の成熟不足である。日本では、米国や欧州に比べてリーガルテックの市場規模が小さく、普及のスピードも遅れている。

4 提言

日本におけるリーガルテックは上記のような状況であるが、今後の展望を視野に入れて、以下のような提言を行いたい。

第1に、非弁リスクを明確化するガイドラインの策定である。リーガルテックが非弁行為に該当しないための基準を政府などが明確に示すことが重要である。

第2に、技術と法制度の融合を進める法改正である。スマートコントラクトやAI などの法的利用やブロックチェーン証拠の法的効力を認める法改正が効果的である。

第3に、信頼性評価の第三者機関の設立である。リーガルテック製品の信頼性、とりわけAI を利用したサービスを評価する第三者機関を設立し、サービスの品質を保証することが

考えられる。

第4に、普及促進のためのインセンティブ政策である。特に、中小企業や法律関係の事務所向けにリーガルテック導入の補助金制度を創設したり、日本企業のグローバル競争力を高めるため、海外展開を支援したりすることも有益であるものとする。

第4 最後に

リーガルテックは、法的サービスの質を向上させるだけでなく、日本の法律業界全体の効率化と国際競争力向上に寄与するものとする。個人情報保護などの規制は重要な役割を果たすが、必要以上の規制は技術革新を阻害する可能性がある。政府、法律関係者、技術者が協力し、技術と法の調和を目指すことが重要であるものとする。